

令和6年度  
市税概要





---

## 目 次

---

### I 寝屋川市の概要

1 市の位置	1
2 市の沿革	1
3 人口・世帯	2

### II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額	
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3

### III 市税の総括

1 市税収入額等の推移	5
2 税目別調定額及び収入額	6
3 市税調定額の構成比	7
4 1人当たり及び1世帯当たりの市税収入額	7

### IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数	9
(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3) 調定額	10
(4) 納税義務者1人あたりの調定額	10
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	11
2 法人市民税	
(1) 納税者数	13
(2) 調定額	13
(3) 業種別調定額	14
(4) e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

### V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数	15
(2) 調定額	15
(3) 土地	16
(4) 家屋	17
(5) 償却資産	18
(6) 交付金・納付金	19

2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19
<b>VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税</b>		
1	軽自動車税	
(1)	種別割（車種別課税台数及び調定額）	21
(2)	環境性能割（調定額）	22
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	22
3	入湯税	
(1)	調定額等	22
<b>VII 地方譲与税及び府交付金等</b>		
1	地方譲与税	23
2	府交付金	24
3	府民税徴収委託金	25
<b>VIII 徴収</b>		
1	徴収率の推移	26
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額	27
(2)	税目内訳件数及び金額	27
3	口座振替利用者数の状況	28
4	督促状発送状況	28
5	不納欠損額	28
6	歳出還付金の状況	29
<b>IX その他</b>		
1	徴税費の状況	30
2	税務機構及び事務分掌	31
3	税務職員の年齢及び経験年数等	32
4	税務職員の手当	32
5	固定資産評価審査委員会委員	33
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	33
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	34
(2)	証明手数料収入額（市民サービス部税担当部署分）	35
<b>※ 税率の変遷</b>		
	市民税の税歴	36
	諸税の税歴	59
	主な税制改正（令和5年度適用）	76

---

## I 寝屋川市の概要

---

1	市の位置・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	市の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	人口・世帯・・・・・・・・・・・・・・・・	2



# I 寝屋川市の概要

## 1 市の位置

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心から約 15 km、京都市域の中心から約 35 kmの距離にあります。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市・摂津市に接し、南部は守口市・門真市・大東市及び四條畷市に、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

○ 市の広さ

面積	24.70 km <sup>2</sup>
東西	6.89 km
南北	7.22 km

## 2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、寝屋川市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

そのような中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。

現在、少子高齢化の進展、人口減少の到来などにより、人口は約 23 万人で推移しています。

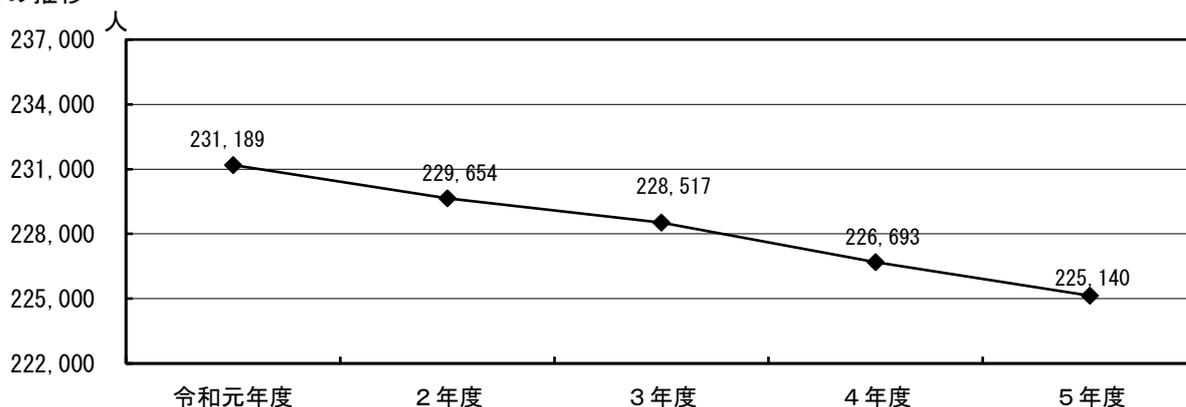
### 3 人口・世帯

(単位:人、世帯:%)

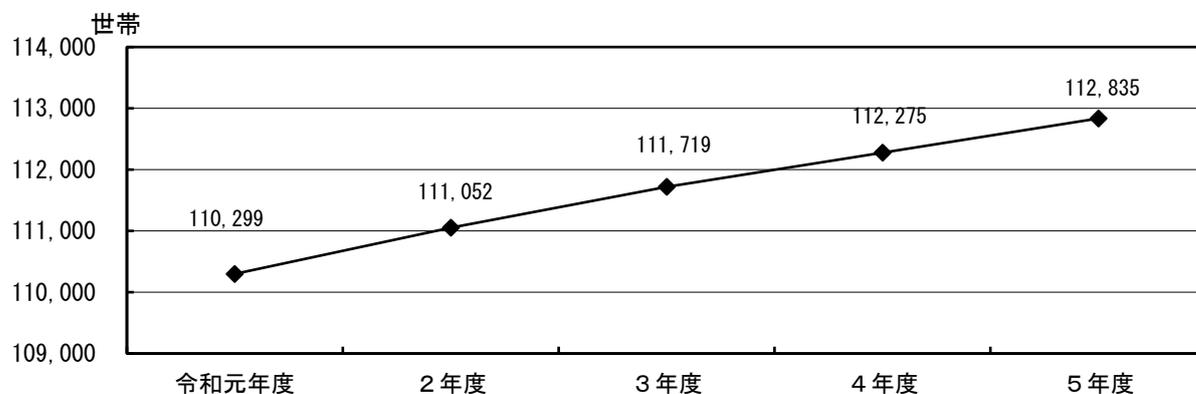
年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人口	231,189	229,654	228,517	226,693	225,140
世帯数	110,299	111,052	111,719	112,275	112,835
一世帯当たりの人口	2.10	2.07	2.05	2.02	2.00
1km <sup>2</sup> 当たりの人口密度	9,360	9,298	9,252	9,178	9,115
人口の前年度比	99.3	99.3	99.5	99.2	99.3
令和元年度を100とした場合の人口指数	100.0	99.3	98.8	98.1	97.4

(人口及び世帯数は、各年度末現在)

人口の推移



世帯数の推移



---

## Ⅱ 市の財政

---

1	一般会計予算額及び決算額	
(1)	歳入・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	歳出・・・・・・・・・・・・・・・・	3



## II 市の財政

### 1 一般会計予算額及び決算額

#### (1) 歳入

(単位：千円、%)

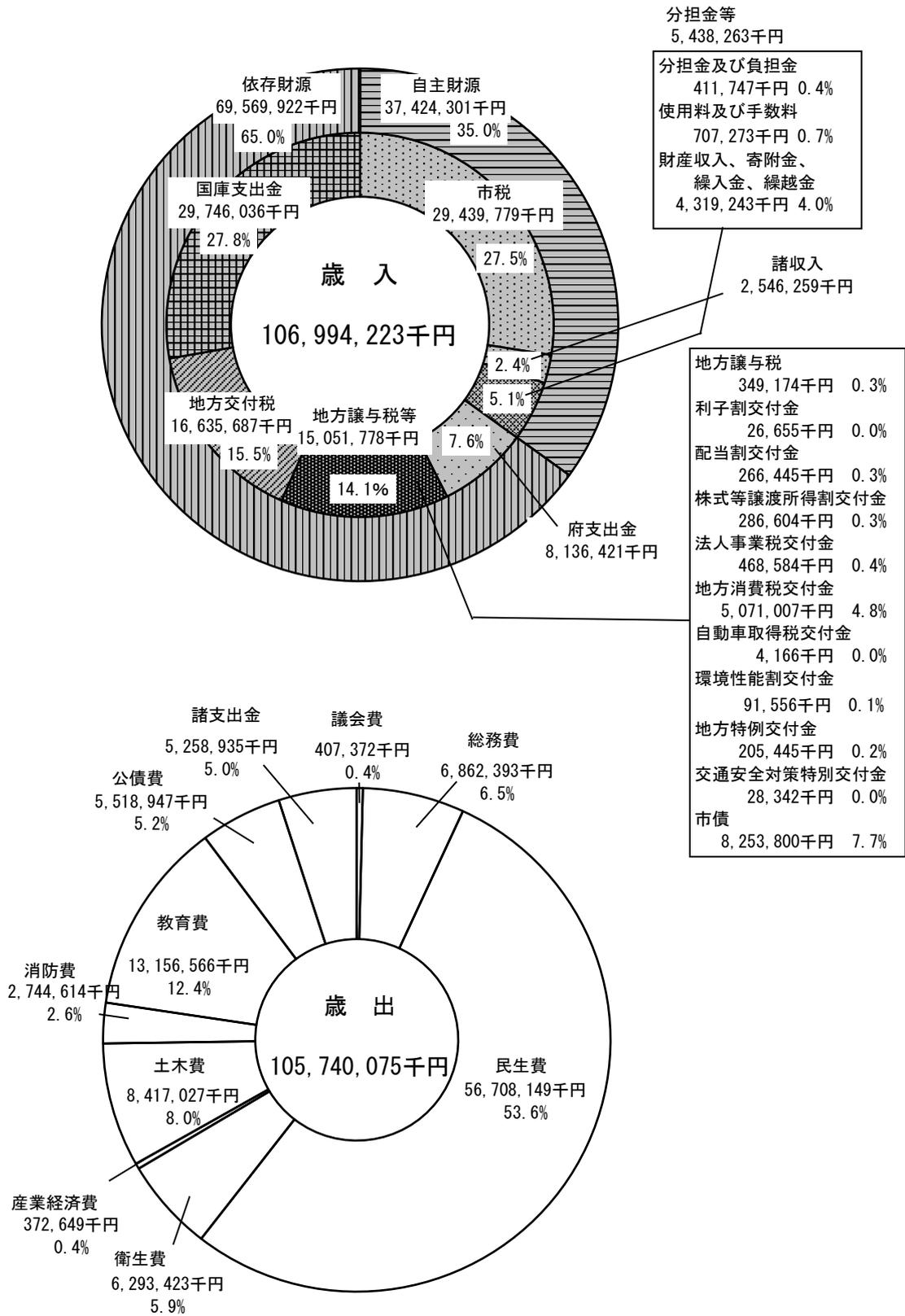
款 別	令和4年度				令和5年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	28,798,988	102.6	29,450,105	102.8	29,710,408	103.2	29,439,779	100.0
市 民 税	12,788,215	102.8	13,300,217	103.6	13,452,756	105.2	13,215,145	99.4
固 定 資 産 税	11,600,590	102.5	11,586,599	101.6	11,706,071	100.9	11,641,995	100.5
軽 自 動 車 税	390,123	116.5	366,906	106.8	374,827	96.1	366,345	99.8
市 た ば こ 税	1,474,678	101.8	1,664,363	105.4	1,609,059	109.1	1,657,626	99.6
入 湯 税	9,292	91.4	11,701	132.4	11,141	119.9	12,272	104.9
都 市 計 画 税	2,536,090	101.6	2,520,319	101.3	2,556,554	100.8	2,546,396	101.0
地 方 譲 与 税	376,412	113.9	344,182	96.2	338,185	89.8	349,174	101.5
利 子 割 交 付 金	32,144	78.8	28,508	87.4	28,993	90.2	26,655	93.5
配 当 割 交 付 金	192,341	120.3	237,730	92.3	224,077	116.5	266,445	112.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	250,524	136.1	169,879	58.7	218,957	87.4	286,604	168.7
法 人 事 業 税 交 付 金	441,064	178.5	411,009	147.4	497,019	112.7	468,584	114.0
地 方 消 費 税 交 付 金	4,372,050	104.5	5,154,901	102.5	4,822,371	110.3	5,071,007	98.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	10	100.0	2,495	0.0	10	100.0	4,166	167.0
環 境 性 能 割 交 付 金	63,485	119.5	74,645	106.6	63,421	99.9	91,556	122.7
地 方 特 例 交 付 金	207,655	73.6	220,814	57.9	210,002	101.1	205,445	93.0
地 方 交 付 税	15,470,982	98.0	15,470,982	98.0	16,635,687	107.5	16,635,687	107.5
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	36,600	100.0	30,365	90.9	36,600	100.0	28,342	93.3
分 担 金 及 び 負 担 金	495,535	98.3	481,377	111.0	388,879	78.5	411,747	85.5
使 用 料 及 び 手 数 料	815,512	110.6	816,090	111.7	713,788	87.5	707,273	86.7
国 庫 支 出 金	36,723,512	98.7	33,678,755	100.1	31,354,034	85.4	29,746,036	88.3
府 支 出 金	8,251,528	107.6	7,568,535	109.0	9,239,993	112.0	8,136,421	107.5
財 産 収 入	238,640	179.5	120,057	98.1	138,428	58.0	137,652	114.7
寄 附 金	101,505	223.5	97,077	225.4	150,859	148.6	146,121	150.5
繰 入 金	8,068,460	216.0	2,836,477	134.0	5,734,909	71.1	2,767,630	97.6
諸 収 入	4,414,717	104.1	3,386,118	85.7	2,572,559	58.3	2,546,259	75.2
市 債	6,874,000	84.0	4,841,700	138.7	10,280,800	149.6	8,253,800	170.5
繰 越 金	1,276,426	71.4	1,276,426	71.4	1,267,840	99.3	1,267,840	99.3
計	117,502,090	103.4	106,698,227	102.1	114,627,819	97.6	106,994,223	100.3

#### (2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	令和4年度				令和5年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	428,012	99.7	404,577	97.1	431,479	100.8	407,372	100.7
総 務 費	7,668,120	94.5	7,096,409	96.7	7,576,013	98.8	6,862,393	96.7
民 生 費	56,424,260	97.1	52,085,435	97.1	60,164,166	106.6	56,708,149	108.9
衛 生 費	10,151,808	98.8	8,970,025	97.0	6,980,469	68.8	6,293,423	70.2
産 業 経 済 費	694,359	78.9	638,741	79.9	395,392	56.9	372,649	58.3
土 木 費	12,320,517	100.6	8,668,460	90.0	10,154,934	82.4	8,417,027	97.1
消 防 費	2,822,235	101.7	2,811,396	101.6	2,757,043	97.7	2,744,614	97.6
教 育 費	13,205,308	165.1	12,109,439	171.3	14,232,591	107.8	13,156,566	108.6
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	5,841,239	92.4	5,772,123	93.4	5,563,033	95.2	5,518,947	95.6
諸 支 出 金	7,857,407	123.8	6,873,782	112.6	6,282,212	80.0	5,258,935	76.5
予 備 費	88,775	92.4	0	0.0	90,437	101.9	0	0.0
計	117,502,090	103.4	105,430,387	102.2	114,627,819	97.6	105,740,075	100.3

# 令和5年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



---

### Ⅲ 市税の総括

---

1	市税収入額等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	税目別調定額及び収入額・・・・・・・・・・・・	6
3	市税調定額の構成比・・・・・・・・・・・・・・	7
4	1人当たり及び1世帯当たりの市税収入額・・・・・・・・	7



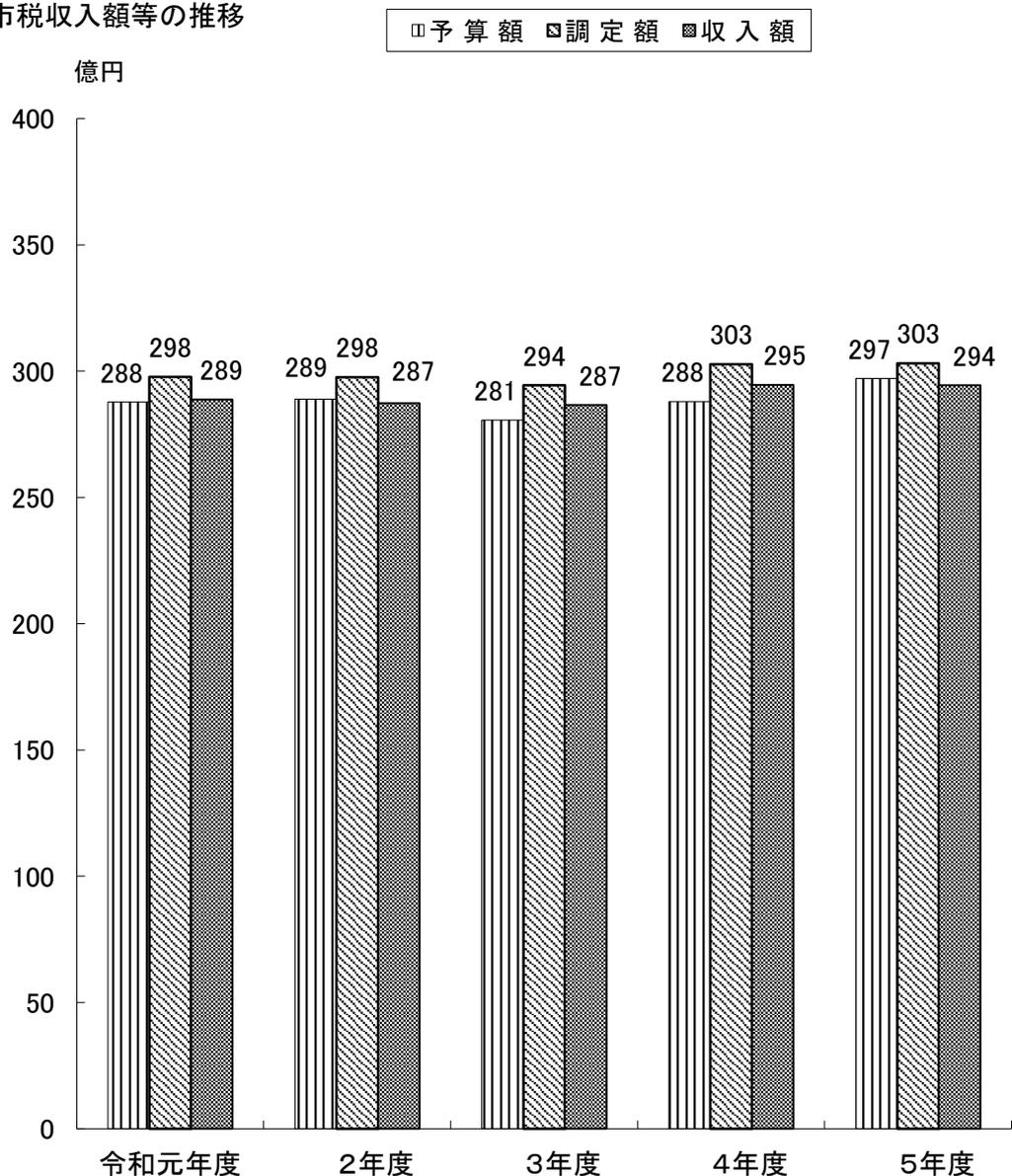
### Ⅲ 市税の総括

#### 1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
令和元	28,782,509	100.3	29,774,750	100.4	28,885,995	101.0
2	28,890,031	100.4	29,758,762	99.9	28,738,769	99.5
3	28,056,819	97.1	29,442,116	98.9	28,659,334	99.7
4	28,798,988	102.6	30,274,482	102.8	29,450,105	102.8
5	29,710,408	103.2	30,315,983	100.1	29,439,779	100.0

市税収入額等の推移



## 2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税目		年度	令和3年度			4年度			5年度		
			調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
市 民 税	個人	現年	11,383,985	11,244,835	98.8	11,861,373	11,653,572	98.2	11,695,832	11,526,176	98.5
		滞繰	252,367	152,287	60.3	205,113	116,302	56.7	276,528	112,638	40.7
		計	11,636,352	11,397,122	97.9	12,066,486	11,769,874	97.5	11,972,360	11,638,814	97.2
	法人	現年	1,390,255	1,384,348	99.6	1,529,334	1,528,697	100.0	1,578,999	1,574,298	99.7
		滞繰	60,089	54,663	91.0	9,910	1,646	16.6	13,108	2,033	15.5
		計	1,450,344	1,439,011	99.2	1,539,244	1,530,343	99.4	1,592,107	1,576,331	99.0
計			13,086,696	12,836,133	98.1	13,605,730	13,300,217	97.8	13,564,467	13,215,145	97.4
固定 資産 税	純固定資産税	現年	11,026,124	10,943,850	99.3	11,298,930	11,217,472	99.3	11,360,621	11,279,312	99.3
		滞繰	486,036	166,936	34.3	383,875	76,846	20.0	378,929	66,839	17.6
		計	11,512,160	11,110,786	96.5	11,682,805	11,294,318	96.7	11,739,550	11,346,151	96.6
	交付金	現年	292,346	292,346	100.0	292,281	292,281	100.0	295,844	295,844	100.0
	計			11,804,506	11,403,132	96.6	11,975,086	11,586,599	96.8	12,035,394	11,641,995
軽自動車税		現年	345,199	338,197	98.0	369,963	363,015	98.1	370,045	360,895	97.5
		滞繰	23,865	5,236	21.9	16,989	3,891	22.9	17,946	5,450	30.4
		計	369,064	343,433	93.1	386,952	366,906	94.8	387,991	366,345	94.4
市たばこ税		現年	1,578,600	1,578,600	100.0	1,664,363	1,664,363	100.0	1,657,626	1,657,626	100.0
		滞繰	8	8	100.0	0	0	—	0	0	—
		計	1,578,608	1,578,608	100.0	1,664,363	1,664,363	100.0	1,657,626	1,657,626	100.0
入湯税		現年	7,528	7,528	100.0	11,701	11,701	100.0	12,272	12,272	100.0
		滞繰	1,312	1,312	100.0	0	0	—	0	0	—
		計	8,840	8,840	100.0	11,701	11,701	100.0	12,272	12,272	100.0
都市計画税		現年	2,481,526	2,455,551	99.0	2,529,833	2,501,614	98.9	2,550,522	2,530,599	99.2
		滞繰	112,876	33,637	29.8	100,817	18,705	18.6	107,711	15,797	14.7
		計	2,594,402	2,489,188	95.9	2,630,650	2,520,319	95.8	2,658,233	2,546,396	95.8
合計		現年	28,505,563	28,245,255	99.1	29,557,778	29,232,715	98.9	29,521,761	29,237,022	99.0
		滞繰	936,553	414,079	44.2	716,704	217,390	30.3	794,222	202,757	25.5
		計	29,442,116	28,659,334	97.3	30,274,482	29,450,105	97.3	30,315,983	29,439,779	97.1

### 3 市税調定額の構成比

(単位：%)

年度 税目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人市民税	39.5	40.0	39.5	39.9	39.5
法人市民税	6.1	5.2	4.9	5.1	5.2
固定資産税	39.4	39.8	40.1	39.5	39.7
軽自動車税	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3
市たばこ税	5.1	5.0	5.4	5.5	5.5
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	8.7	8.8	8.8	8.7	8.8

### 4 1人当たり及び1世帯当たりの市税収入額

(単位：円)

	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
人口	231,189人		229,654人		228,517人		226,693人		225,140人	
世帯数	110,299世帯		111,052世帯		111,719世帯		112,275世帯		112,835世帯	
	1人 当たり	1世帯 当たり								
市民税	57,432	120,380	56,856	117,576	56,171	114,897	58,671	118,461	58,697	117,119
個人市民税	49,681	104,132	50,532	104,499	49,874	102,016	51,920	104,831	51,696	103,149
法人市民税	7,751	16,248	6,324	13,077	6,297	12,881	6,751	13,630	7,001	13,970
固定資産税	48,807	102,300	49,447	102,257	49,901	102,070	51,111	103,198	51,710	103,177
軽自動車税	1,331	2,790	1,425	2,948	1,503	3,074	1,618	3,268	1,627	3,247
市たばこ税	6,548	13,724	6,497	13,437	6,908	14,130	7,342	14,824	7,363	14,691
入湯税	58	122	30	62	39	79	52	104	55	109
都市計画税	10,769	22,572	10,884	22,507	10,893	22,281	11,118	22,448	11,310	22,567
合計	124,945	261,888	125,139	258,787	125,415	256,531	129,912	262,303	130,762	260,910

(人口及び世帯数は、各年度末現在)

# はちかづきちゃん



- **特徴**…寝屋川市に古くから伝わる民話の主人公「鉢かづき姫」をモチーフにした、かわいい女の子のキャラクター
- **性格**…心やさしく、明るい性格
- **好きなもの**…バラや桜をはじめとした、お花がとても大好き
- **出身地**…寝屋川市

---

## IV 市民税

---

1	個人市民税	
(1)	納税義務者数	9
(2)	e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3)	調定額	10
(4)	納税義務者1人あたりの調定額	10
(5)	所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者） 別所得金額等	11
2	法人市民税	
(1)	納税者数	13
(2)	調定額	13
(3)	業種別調定額	14
(4)	e L T A Xによる電子申告書提出件数	14



# IV 市民税

## 1 個人市民税

### (1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	令和3年度			4年度			5年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	4,784	101.7	15.4	4,851	101.4	15.5	4,906	101.1	15.5
	均等割のみ	2,900	99.8	9.3	2,786	96.1	8.9	2,937	105.4	9.3
	均等割・所得割	23,385	94.3	75.3	23,647	101.1	75.6	23,769	100.5	75.2
	計	31,069	95.9	100.0	31,284	100.7	100.0	31,612	101.0	100.0
	所得割	28,169	95.5		28,498	101.2		28,675	100.6	
	均等割	26,285	94.9		26,433	100.6		26,706	101.0	
給与特別徴収	所得割のみ	303	103.4	0.4	279	92.1	0.4	285	102.2	0.4
	均等割のみ	1,783	106.6	2.4	1,703	95.5	2.3	1,712	100.5	2.3
	均等割・所得割	71,048	100.3	97.2	71,300	100.4	97.3	71,639	100.5	97.3
	計	73,134	100.4	100.0	73,282	100.2	100.0	73,636	100.5	100.0
	所得割	71,351	100.3		71,579	100.3		71,924	100.5	
	均等割	72,831	100.4		73,003	100.2		73,351	100.5	
公的年金特別徴収	所得割のみ	3,127	96.3	18.6	2,571	82.2	15.3	2,655	103.3	16.0
	均等割のみ	2,493	102.0	14.8	3,187	127.8	18.9	3,198	100.3	19.2
	均等割・所得割	11,229	101.3	66.6	11,071	98.6	65.8	10,762	97.2	64.8
	計	16,849	100.5	100.0	16,829	99.9	100.0	16,615	98.7	100.0
	所得割	14,356	100.2		13,642	95.0		13,417	98.4	
	均等割	13,722	101.4		14,258	103.9		13,960	97.9	
合計	所得割のみ	8,214	99.6	6.8	7,701	93.8	6.4	7,846	101.9	6.5
	均等割のみ	7,176	102.2	5.9	7,676	107.0	6.3	7,847	102.2	6.4
	均等割・所得割	105,662	99.0	87.3	106,018	100.3	87.3	106,170	100.1	87.1
	計	121,052	99.2	100.0	121,395	100.3	100.0	121,863	100.4	100.0
	所得割	113,876	99.1		113,719	99.9		114,016	100.3	
	均等割	112,838	99.2		113,694	100.8		114,017	100.3	
特別徴収義務者数		24,068	100.0		24,266	100.8		24,434	100.7	

※ 退職所得は、給与特別徴収の所得割に含む。

### (2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数

	令和3年度	4年度	5年度
電子申告件数	87,138 件	92,752 件	98,212 件
電子申告率	63.0 %	65.8 %	67.9 %

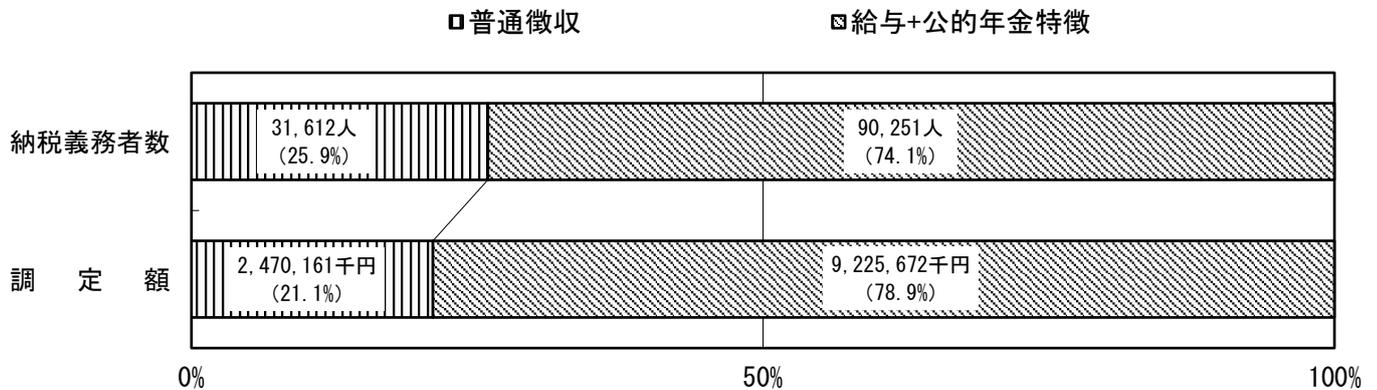
(3) 調定額

(単位：千円、%)

年度 区分		令和3年度			4年度			5年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	2,246,245	94.7		2,686,001	119.6		2,388,093	88.9		
	均等割	80,375	94.8		80,867	100.6		82,067	101.5		
	計	2,326,620	94.7	20.4	2,766,868	118.9	23.3	2,470,161	89.3	21.1	
特別徴収	給与	所得割	8,309,962	97.3		8,350,543	100.5		8,495,179	101.7	
		均等割	245,221	100.7		245,379	100.1		246,234	100.3	
		計	8,555,183	97.3	75.2	8,595,922	100.5	72.5	8,741,413	101.7	74.7
	公的年金	所得割	455,977	101.8		452,362	99.2		439,140	97.1	
		均等割	46,204	100.6		46,221	100.0		45,119	97.6	
		計	502,181	101.6	4.4	498,583	99.3	4.2	484,259	97.1	4.2
合計	所得割	11,012,184	96.9		11,488,906	104.3		11,322,412	98.6		
	均等割	371,800	99.3		372,467	100.2		373,420	100.3		
	計	11,383,984	97.0	100.0	11,861,373	104.2	100.0	11,695,832	98.6	100.0	

※ 退職所得は、特別徴収の給与の所得割に含む。

令和5年度納税義務者数及び調定額の構成



(4) 納税義務者1人あたりの調定額

(単位：円、%)

年度 区分		令和3年度		4年度		5年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収		74,886	98.7	88,444	118.1	78,140	88.4
給与特別徴収		116,980	97.9	117,299	100.3	118,711	101.2
公的年金特別徴収		29,805	101.2	29,626	99.4	29,146	98.4
全体		94,042	98.4	97,709	103.9	95,975	98.2

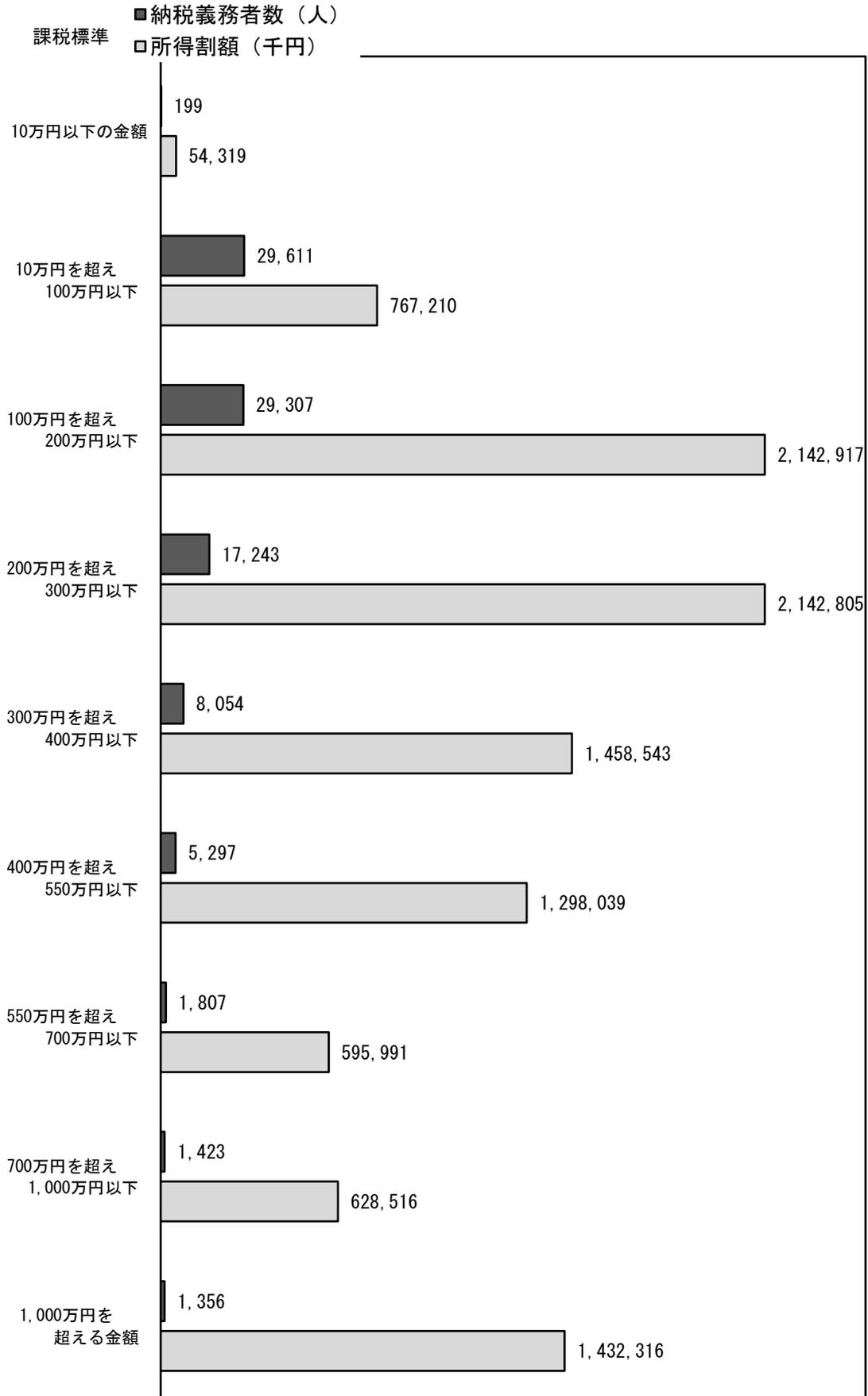
## (5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度		所得者区分						合 計		
		給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋敷等 のみ	分離譲渡 所得者			
令和4年度	均等割及び所得割を納める者	納税義務者数（人）	82,732	5,757	3	17,857	141	945	106,490	
		構成比（％）	77.0	5.4	0.0	16.6	0.1	0.9	100.0	
		市民税額（千円）	9,438,897	780,899	383	1,488,343	494	593,942.0	11,709,016	
		構成比（％）	76.7	6.3	0.0	12.1	0.0	4.8	100.0	
		1人あたりの市民税額（円）	114,090	135,643	127,667	83,348	3,504	628,510	109,954	
		所得割を納める者	納税義務者数（人）	80,095	5,042	3	14,479	—	945	100,564
	所得金額（千円）	264,629,275	19,468,423	9,314	32,240,547	—	5,144,216	321,491,775		
	構成比（％）	82.3	6.1	0.0	10.0	—	1.6	100.0		
	1人あたりの所得額（円）	3,303,943	3,861,250	3,104,667	2,226,711	—	5,443,615	3,196,887		
	5年度	均等割及び所得割を納める者	納税義務者数（人）	83,406	5,431	4	17,641	1	935	106,483
			構成比（％）	77.6	5.1	0.0	16.4	0.0	0.9	100.0
			市民税額（千円）	9,630,589	599,777	200	1,294,630	4	430,373.0	11,525,200
構成比（％）			80.6	5.0	0.0	10.8	0.0	3.6	100.0	
1人あたりの市民税額（円）			115,466	110,436	50,000	73,388	4,000	460,292	108,235	
所得割を納める者			納税義務者数（人）	80,682	4,665	4	14,235	—	935	100,521
所得金額（千円）		269,671,750	16,185,102	7,669	31,900,218	—	5,466,900	323,231,639		
構成比（％）		83.4	5.0	0.0	9.9	—	1.7	100.0		
1人あたりの所得額（円）		3,342,403	3,469,475	1,917,250	2,240,971	—	5,846,952	3,215,563		
6年度		均等割及び所得割を納める者	納税義務者数（人）	84,099	5,268	5	17,811	0	1,214	107,183
			構成比（％）	78.5	4.9	0.0	16.6	0.0	1.1	100.0
			市民税額（千円）	9,062,155	566,544	729	1,210,156	0	492,053.0	10,839,584
	構成比（％）		83.6	5.2	0.0	11.2	0.0	4.5	100.0	
	1人あたりの市民税額（円）		107,756	107,544	145,800	67,944	0	405,316	101,132	
	所得割を納める者		納税義務者数（人）	77,182	4,072	5	11,824	—	1,214	94,297
	所得金額（千円）	271,513,773	15,673,590	23,259	29,056,411	—	6,961,848	323,228,881		
	構成比（％）	84.0	4.8	0.0	9.0	—	2.2	100.0		
	1人あたりの所得額（円）	3,517,838	3,849,114	4,651,800	2,457,410	—	5,734,636	3,427,775		

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表)

※ 均等割及び所得割を納める者の内、分離譲渡所得者については、給与・営業等・農業・その他の所得者にそれぞれ含まれる。

## 令和6年度 課税標準段階別所得割額等の構成



## 2 法人市民税

### (1) 納税者数

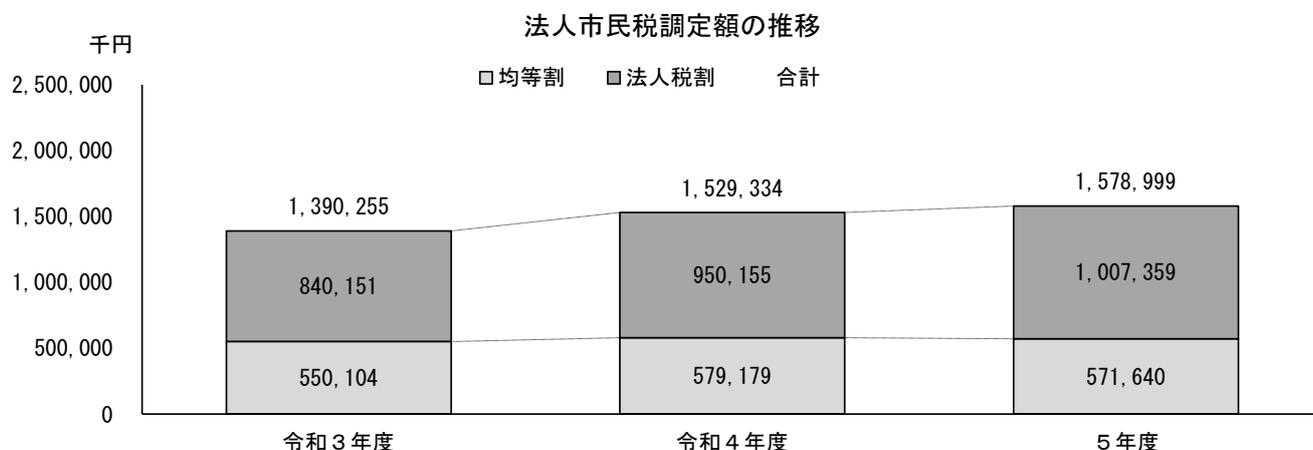
(単位：円、社、%)

資本金等の額	市内の 従業者数	均等割税率 (年額)	令和3年度		4年度		5年度	
			納税者数	構成比	納税者数	構成比	納税者数	構成比
50億円超	50人超	3,600,000	28	0.6	29	0.6	31	0.6
10億円超 50億円以下		2,100,000	9	0.2	8	0.2	8	0.2
10億円超	50人以下	492,000	186	3.9	182	3.7	179	3.6
1億円超 10億円以下	50人超	480,000	31	0.6	31	0.6	34	0.7
	50人以下	192,000	147	3.0	146	3.0	136	3.0
1千万円超 1億円以下	50人超	180,000	63	1.3	57	1.2	58	1.2
	50人以下	156,000	548	11.4	546	11.1	536	10.7
1千万円以下	50人超	144,000	22	0.5	23	0.5	22	0.4
上記以外の法人		60,000	3,782	78.5	3,918	79.1	4,027	80.0
合計			4,816	100.0	4,940	100.0	5,031	100.4

### (2) 調定額

(単位：円、%)

		令和3年度		4年度		5年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
法人税割	現年度	806,171,600	85.5	928,698,600	115.2	977,025,200	105.2
	過年度	33,979,800	191.4	21,456,000	63.1	30,333,900	141.4
	計	840,151,400	87.5	950,154,600	113.1	1,007,359,100	106.0
均等割	現年度	535,293,000	97.7	560,228,000	104.7	555,577,000	99.2
	過年度	14,811,000	87.2	18,951,000	128.0	16,063,000	84.8
	計	550,104,000	97.4	579,179,000	105.3	571,640,000	98.7
合計		1,390,255,400	91.1	1,529,333,600	110.0	1,578,999,100	103.2



(3) 業種別調定額

	令和3年度		4年度		5年度	
	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
農業, 林業	9	1,239,200	9	1,197,100	8	605,200
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	876	153,196,200	917	143,959,800	932	160,425,700
製造業	491	238,837,700	491	364,322,400	472	282,377,900
電気・ガス・ 熱供給・水道業	14	1,787,100	18	1,738,800	15	1,314,000
情報通信業	74	39,648,800	90	30,603,800	93	7,906,100
運輸業, 郵便業	213	76,741,500	211	80,490,000	222	88,020,800
卸売業, 小売業	909	447,635,300	927	414,223,600	949	446,544,200
金融業, 保険業	68	85,073,600	71	99,362,600	68	136,067,800
不動産業, 物品賃貸業	687	105,603,400	698	113,090,500	713	162,535,300
学術研究, 専門・技術 サービス業	171	15,791,300	186	16,935,500	203	20,385,400
宿泊業, 飲食サービス業	247	48,897,800	250	66,147,700	250	51,265,800
生活関連サービス業, 娯楽業	182	26,444,200	179	34,546,100	188	35,355,400
教育, 学習支援業	88	12,236,200	84	13,634,700	89	13,884,100
医療, 福祉	383	66,283,500	394	78,268,000	413	100,323,900
複合サービス事業	14	6,130,300	14	11,153,600	15	4,671,200
サービス業, その他	390	64,709,300	401	59,659,400	401	67,316,300
合計	4,816	1,390,255,400	4,940	1,529,333,600	5,031	1,578,999,100

※ 総務省の日本標準産業分類の大分類

(4) eLTA Xによる電子申告書提出件数

	令和3年度	4年度	5年度
電子申告件数	4,960件	5,154件	5,506件
電子申告率	73.9%	72.9%	76.3%

---

## V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

---

1	固定資産税	
(1)	納税義務者数	15
(2)	調定額	15
(3)	土地	16
(4)	家屋	17
(5)	償却資産	18
(6)	交付金・納付金	19
2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19



# V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

## 1 固定資産税

### (1) 納税義務者数

(単位：人、%)

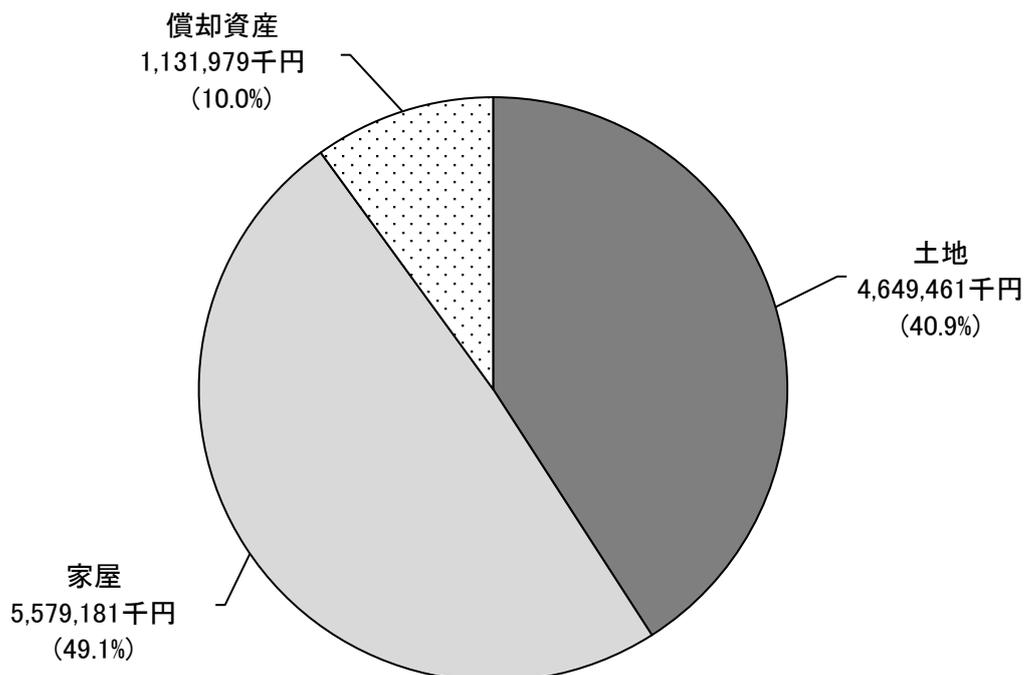
区分	年度	令和3年度		4年度		5年度	
		納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地		66,045	100.3	66,280	100.4	66,303	100.0
家屋		72,051	100.0	72,741	101.0	72,728	100.0
償却資産		1,336	94.3	1,498	112.1	1,548	103.3

### (2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	年度	令和3年度		4年度		5年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地		4,656,550	99.1	4,636,439	99.6	4,649,461	100.3
家屋		5,277,398	98.6	5,495,220	104.1	5,579,181	101.5
小計		9,933,948	98.8	10,131,659	102.0	10,228,642	101.0
償却資産		1,092,176	100.6	1,167,271	106.9	1,131,979	97.0
合計		11,026,124	99.0	11,298,930	102.5	11,360,621	100.5

令和5年度固定資産税調定額の構成 (滞納繰越分を除く)



(3) 土地

① 令和6年度地目別評価地積等の構成

区分 地目	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格		
	筆数 (筆)	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数 (筆)	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点以上 のもの(千円)	平均価格 (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
田	一般田	1,569	908,023	6.3	280	147,106	123,672	105,029	136	225
	介在田・市街化区域田	266	87,782	0.6	0	0	2,894,963	2,894,963	32,979	79,700
畑	一般畑	651	301,012	2.2	83	44,670	23,112	20,089	77	204
	介在畑・市街化区域畑	365	84,490	0.6	4	159	2,847,503	2,845,528	33,702	88,592
宅地	105,430	12,375,591	86.0	913	15,408	946,802,134	945,995,998	76,506	288,417	
池沼	1	3	0.0	0	0	0	0	0	0	18
山林	295	96,404	0.7	35	10,104	777,121	776,075	8,061	61,000	
原野	30	4,930	0.0	6	1,212	36	27	7	54	
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地(単体)	581	229,546	1.6	0	0	7,865,876	7,865,876	34,267	36,795
	鉄軌道用地(複合)	129	20,547	0.1	0	0	954,942	954,942	46,476	225,600
	その他の雑種地	1,033	290,186	1.9	32	3,504	10,562,429	10,559,147	36,399	122,700
合計	110,350	14,398,514	100.0	1,353	222,163	972,851,788	972,017,674	67,566		

(概要調書による)

② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、㎡)

地目	年度	令和4年度	5年度	6年度	
		課税標準額	課税標準額	課税標準額	
田	課税標準額	1,090,758	1,034,283	992,298	
	地積	893,213	872,288	848,699	
畑	課税標準額	1,009,035	1,020,390	964,681	
	地積	357,406	360,249	340,673	
宅地	課税標準額	317,476,850	317,810,889	319,601,629	
	地積	12,324,538	12,336,693	12,360,183	
池沼	課税標準額	0	0	0	
	地積	3	3	3	
山林	課税標準額	534,482	528,282	533,373	
	地積	84,153	83,873	86,300	
原野	課税標準額	28	28	27	
	地積	4,034	4,034	3,718	
雑種地	鉄軌道用地	課税標準額	6,004,805	6,004,805	6,106,806
		地積	250,143	250,143	250,093
	その他の雑種地	課税標準額	6,567,868	7,171,180	6,939,405
		地積	263,537	276,539	286,682
合計	課税標準額	332,683,826	333,569,857	335,138,219	
	地積	14,177,027	14,183,822	14,176,351	

(概要調書による)

(4) 家屋

① 令和6年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総数				免税点未満のもの		
		評価額(千円)	棟数	床面積(m <sup>2</sup> )	平均価格(円/m <sup>2</sup> )	評価額(千円)	床面積(m <sup>2</sup> )	
木造	戸建形式住宅	119,196,279	52,990	4,494,033	26,523	104,201	48,635	
	集合形式住宅	10,195,726	1,106	268,628	37,955	222	73	
	併用住宅	2,652,828	2,646	213,329	12,435	4,190	1,510	
	工場・倉庫	240,277	625	33,776	7,114	4,760	2,502	
	その他	1,151,085	1,718	68,655	16,766	8,401	6,319	
	計	133,436,195	59,085	5,078,421	26,275	121,774	59,039	
非木造	事務所・店舗	鉄骨鉄筋造	4,867,688	12	61,645	78,963	0	0
		鉄筋造	5,317,123	124	99,250	53,573	0	0
		鉄骨造	32,955,291	921	660,707	49,879	0	0
		軽量鉄骨造	499,055	135	17,507	28,506	44	10
		ブロック造	2,330	5	140	16,643	0	0
		計	43,641,487	1,197	839,249	52,001	44	10
	住宅用建物	鉄骨鉄筋造	33,152,478	68	569,972	58,165	0	0
		鉄筋造	80,805,999	1,683	1,439,881	56,120	359	59
		鉄骨造	34,867,274	3,976	910,807	38,282	42	13
		軽量鉄骨造	18,685,721	3,400	542,451	34,447	497	259
		ブロック造	85,410	202	7,987	10,694	1,380	337
		計	167,596,882	9,329	3,471,098	48,284	2,278	668
	病院・ホテル	鉄骨鉄筋造	463,092	4	5,255	88,124	0	0
		鉄筋造	2,374,793	27	43,220	54,947	0	0
		鉄骨造	4,609,764	50	47,910	96,217	0	0
		軽量鉄骨造	179,215	9	2,308	77,649	0	0
		ブロック造	0	0	0	0	0	0
		計	7,626,864	90	98,693	77,279	0	0
	工場・倉庫	鉄骨鉄筋造	32,911	3	2,423	13,583	0	0
		鉄筋造	6,571,592	89	114,996	57,146	0	0
		鉄骨造	25,383,921	1,081	859,531	29,532	0	0
		軽量鉄骨造	801,392	399	78,659	10,188	708	189
		ブロック造	49,950	126	5,566	8,974	822	180
		計	32,839,766	1,698	1,061,175	30,947	1,530	369
	その他	鉄骨鉄筋造	1,448,480	4	19,911	72,748	0	0
		鉄筋造	17,223,751	10,868	440,506	39,100	14	0
		鉄骨造	7,358,021	92	145,683	50,507	0	0
		軽量鉄骨造	79,949	95	5,760	13,880	0	0
		ブロック造	23,709	95	1,996	11,878	60	44
		計	26,133,910	11,154	613,856	42,573	74	44
合計	鉄骨鉄筋造	39,964,649	91	659,206	60,625	0	0	
	鉄筋造	112,293,258	12,791	2,137,853	52,526	373	59	
	鉄骨造	105,174,271	6,120	2,624,638	40,072	42	13	
	軽量鉄骨造	20,245,332	4,038	646,685	31,306	1,249	458	
	ブロック造	161,399	428	15,689	10,287	2,262	561	
	計	277,838,909	23,468	6,084,071	45,667	3,926	1,091	

(概要調書による)

② 令和6年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	戸建形式住宅	56,787	4,927,707	551	29,814	361,293	365
	併用住宅	0	0	0	2,745	29,820	29
	集合形式住宅	14,211	1,365,978	33	8,693	74,947	41
	工場・倉庫	195	7,025	2	383	1,362	5
	その他	704	45,996	6	835	7,354	30
	小計	71,897	6,346,706	592	42,470	474,776	470
非 木 造	事務所・店舗	4,154	441,695	6	3,854	103,336	12
	住宅用建物	15,797	1,862,363	41	5,729	169,837	39
	工場・倉庫	4,739	587,395	13	32,158	952,772	13
	その他	1,266	152,131	4	13,469	662,325	22
	小計	25,956	3,043,584	64	55,210	1,888,270	86
合 計		97,853	9,390,290	656	97,680	2,363,046	556

(概要調書による)

(5) 償却資産

① 令和6年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				特例該当分(ア)	(ア)以外
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	19,219,111	19,202,184	20,644	19,181,540
	機 械 及 び 装 置	20,764,096	20,196,491	148,680	20,047,811
	船 舶	4,096	4,096	0	4,096
	車 両 及 び 運 搬 具	375,518	375,518	0	375,518
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	14,374,656	14,356,406	67	14,356,339
	小 計	54,737,477	54,134,695	169,391	53,965,304
法第389条の規定により総務大臣が価格等を決定し配分したもの		26,553,898	25,900,681		
合 計		81,291,375	80,035,376		

(概要調書による)

② e L T A Xによる電子申告受付数

	令和3年度	4年度	5年度
電子申告件数	2,076件	2,270件	2,501件
電子申告率	38.3%	39.6%	42.4%

(6) 交付金・納付金

年度別交付（納付）額

(単位：千円、%)

区分	令和3年度		4年度		5年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
交付金	292,346	101.1	292,281	100.0	295,844	101.2
納付金	—	—	—	—	—	—
合計	292,346	101.1	292,281	100.0	295,844	101.2

## 2 都市計画税

(1) 納税義務者数及び調定額

区分	令和3年度	4年度	5年度
納税義務者数(人)	78,681	79,089	79,024
前年度比(%)	100.1	100.5	99.9
調定額(千円)	2,481,526	2,529,833	2,550,522
前年度比(%)	98.9	101.9	100.8

## 3 特別土地保有税

平成15年度以降、課税停止。

# ねや丸くん



- **性格**…たくましく、正義感が強い
- **特技**…独楽(こま)
- **好きなこと**…和歌を詠む
- **自慢**…やさしいまな差しでみんなを安心させる

---

## VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

---

1	軽自動車税	
(1)	種別割（車種別課税台数及び調定額）・・・・・・・・	21
(2)	環境性能割（調定額）・・・・・・・・	22
2	市たばこ税	
(1)	調定額等・・・・・・・・	22
3	入湯税	
(1)	調定額等・・・・・・・・	22



# VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

## 1 軽自動車税

(1) 種別割 (車種別課税台数及び調定額)

(単位：台、千円、%)

年度 区分		令和3年度			4年度			5年度				
		台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比		
原動機付自転車	50cc以下	14,762	29,524	96.2	14,363	28,726	97.3	13,966	27,932	97.2		
	90cc以下	637	1,274	97.3	615	1,230	96.5	586	1,172	95.3		
	125cc以下	7,011	16,826	104.0	7,394	17,746	105.5	7,592	18,221	102.7		
	ミニカー	134	496	116.7	147	544	109.7	146	540	99.3		
	小計	22,544	48,120	99.0	22,519	48,246	100.3	22,290	47,865	99.2		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの		3,136	11,289	101.5	3,220	11,592	102.7	3,279	11,805	101.8	
	三輪のもの		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
	四輪のもの	乗用	営業用	12	77	84.6	12	84	109.1	14	98	116.7
		乗用	自家用	21,858	213,424	105.1	22,210	225,015	105.4	22,280	229,842	102.1
			貨物	営業用	910	3,261	131.3	916	3,345	102.6	946	3,491
		貨物	自家用	6,008	29,632	101.1	5,993	29,983	101.2	6,037	30,521	101.8
	農耕用		50	120	127.7	51	122	101.7	51	122	100.0	
	特殊作業用		71	419	93.5	76	448	106.9	78	460	102.7	
	小計		32,045	258,222	104.7	32,478	270,589	104.8	32,685	276,339	102.1	
二輪の小型自動車		4,024	24,144	149.3	4,906	29,436	121.9	4,646	27,876	94.7		
合計		58,613	330,486	106.2	59,903	348,271	105.4	59,621	352,080	101.1		

(2) 環境性能割 (調定額)

年 度	令和3年度	4年度	5年度
調定額 (円)	14,712,500	21,692,200	17,964,700
前年度比 (%)	104.1	147.4	82.8

## 2 市たばこ税

(1) 調定額等

年度 区分	令和3年度	4年度	5年度
消費本数 (千本)	製造たばこ 250,450	製造たばこ 254,012	製造たばこ 252,996
税率	1,000本につき6,122円 (R3.10.1以降) 1,000本につき6,552円	1,000本につき6,552円	1,000本につき6,552円
調定額 (千円)	1,578,600	1,664,363	1,657,626
前年度比 (%)	105.8	105.4	99.6

※ 調定額には手持品課税による調定額も含む

## 3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	令和3年度	4年度	5年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者	0	0
	宿泊しない者	100,369	156,010
調定額	7,527,675	11,700,750	12,271,650

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者 150円、宿泊しない者 75円

---

## VII 地方譲与税及び府交付金等

---

1	地方譲与税	23
2	府交付金	24
3	府民税徴収委託金	25



## VII 地方譲与税及び府交付金等

### 1 地方譲与税

#### (1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	令和3年度	4年度	5年度
6月期分	27,279,000	22,431,000	22,484,000
11月期分	27,610,000	32,909,000	33,457,000
3月期分	32,859,000	24,799,000	25,011,000
計	87,748,000	80,139,000	80,952,000

#### (2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	令和3年度	4年度	5年度
6月期分	72,197,000	61,897,000	67,334,000
11月期分	102,540,000	99,549,000	100,789,000
3月期分	76,149,000	78,423,000	75,925,000
計	250,886,000	239,869,000	244,048,000

#### (3) 森林環境譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	令和3年度	4年度	5年度
9月期分	9,632,000	12,087,000	12,087,000
3月期分	9,391,000	12,087,000	12,087,000
計	19,023,000	24,174,000	24,174,000

## 2 府交付金

### (1) 利子割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和3年度	4年度	5年度
8月期分	13,708,000	12,511,000	10,537,000
12月期分	10,233,000	8,880,000	8,511,000
3月期分	8,672,000	7,117,000	7,607,000
計	32,613,000	28,508,000	26,655,000

### (2) 配当割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和3年度	4年度	5年度
8月期分	47,827,000	56,474,000	58,593,000
12月期分	10,415,000	9,510,000	10,373,000
3月期分	199,274,000	171,746,000	197,479,000
計	257,516,000	237,730,000	266,445,000

### (3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和3年度	4年度	5年度
3月期分	289,189,000	169,879,000	286,604,000

### (4) 法人事業税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和3年度	4年度	5年度
8月期分	136,436,000	205,391,000	228,389,000
12月期分	58,596,000	90,712,000	107,529,000
3月期分	83,816,000	114,906,000	132,666,000
計	278,848,000	411,009,000	468,584,000

### (5) 地方消費税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和3年度	4年度	5年度
6月期分	1,002,410,000	1,233,542,000	1,355,225,000
9月期分	1,681,922,000	1,500,855,000	1,489,868,000
12月期分	1,067,614,000	1,036,258,000	852,008,000
3月期分	1,278,879,000	1,384,246,000	1,373,906,000
計	5,030,825,000	5,154,901,000	5,071,007,000

※ 社会保障財源交付金を含む。

(6) 自動車取得税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和3年度	4年度	5年度
8月期分	0	0	0
12月期分	0	0	0
3月期分	0	2,494,677	4,165,938
計	0	2,494,677	4,165,938

(7) 環境性能割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和3年度	4年度	5年度
8月期分	25,933,000	23,580,000	31,840,000
12月期分	18,014,000	23,870,000	26,521,000
3月期分	26,044,000	27,195,000	33,195,000
計	69,991,000	74,645,000	91,556,000

### 3 府民税徴収委託金

(1) 府民税徴収委託金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和3年度	4年度	5年度
8月期分	88,955,423	89,899,196	90,914,218
11月期分	89,773,820	89,952,598	87,539,383
2月期分	84,190,116	84,724,508	83,308,199
5月期分	82,123,621	81,960,140	81,798,105
計	345,042,980	346,536,442	343,559,905



---

## VIII 徴収

---

1	徴収率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額・・・・・・・・	27
(2)	税目内訳件数及び金額・・・・・・・・	27
3	口座振替利用者数の状況・・・・・・・・	28
4	督促状発送状況・・・・・・・・	28
5	不納欠損額・・・・・・・・	28
6	歳出還付金の状況・・・・・・・・	29



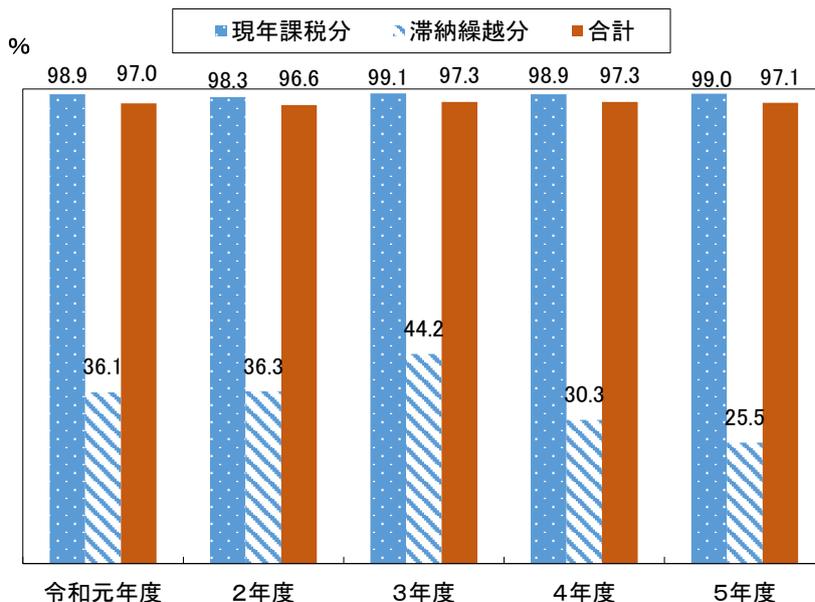
## VIII 徴収

### 1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人市民税	現年課税分	98.4	98.3	98.8	98.2	98.5
	滞納繰越分	63.2	60.7	60.3	56.7	40.7
法人市民税	現年課税分	99.8	94.7	99.6	100.0	99.7
	滞納繰越分	43.1	91.4	91.0	16.6	15.5
固定資産税	現年課税分	99.0	98.4	99.3	99.3	99.3
	滞納繰越分	22.8	24.6	34.3	20.0	17.6
軽自動車税	現年課税分	96.9	97.9	98.0	98.1	97.5
	滞納繰越分	32.3	28.5	21.9	22.9	30.4
市たばこ税	現年課税分	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	100.0	-	-
入湯税	現年課税分	100.0	84.0	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	100.0	-	-
都市計画税	現年課税分	98.9	98.6	99.0	98.9	99.2
	滞納繰越分	22.8	24.6	29.8	18.6	14.7
市税合計	現年課税分	98.9	98.3	99.1	98.9	99.0
	滞納繰越分	36.1	36.3	44.2	30.3	25.5
	合計	97.0	96.6	97.3	97.3	97.1

徴収率の推移



## 2 収納種別実施状況

(1) 取扱件数及び金額

(単位: 件、円)

種別	年度	令和3年度		4年度		5年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
金融機関窓口等		121,612	7,666,187,942	145,219	7,910,493,019	69,319	2,392,828,831
口座振替		39,025	3,459,793,299	39,214	3,553,900,420	39,488	3,495,196,465
クレジットカード		9,340	261,252,210	10,130	293,702,500	1,188	85,228,340
スマートフォン決済		2,666	88,896,580	2,784	91,275,782	5,484	196,566,825
コンビニ		200,092	3,296,319,415	198,971	3,530,785,252	189,582	3,186,937,427
ペイジー		102,112	3,032,444,859	103,683	3,392,185,932	92,801	3,107,864,259
共通納税 (地方税お支払サイト)						62,004	5,402,954,870
合計		474,847	17,804,894,305	500,001	18,772,342,905	459,866	17,867,577,017

※ 対象税目は市府民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税で、内訳は下記のとおりです。

(2) 税目内訳件数及び金額

(単位: 件、円)

税目・種別	年度	令和3年度		4年度		5年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市府民税 (普通徴)	金融機関窓口等	29,464	1,306,148,617	26,986	1,718,723,952	24,632	1,185,605,176
	口座振替	5,336	579,883,599	5,383	547,836,020	5,479	495,993,425
	クレジットカード	1,889	76,324,860	2,015	85,711,200	1,188	85,228,340
	スマートフォン決済	603	22,229,500	706	25,511,663	3,862	157,858,775
	コンビニ	51,508	1,002,339,589	50,007	1,092,089,450	49,989	973,772,762
	ペイジー	20,923	872,510,549	20,861	1,060,970,402	19,102	946,449,692
	共通納税 (地方税お支払サイト)						
	計	109,723	3,859,436,714	105,958	4,530,842,687	104,252	3,844,908,170
固定資産税・ 都市計画税	金融機関窓口等	79,126	6,283,353,317	103,771	6,103,137,911	39,841	1,177,152,011
	口座振替	31,648	2,869,058,300	31,816	2,995,209,800	31,886	2,986,254,700
	クレジットカード	6,112	176,825,850	6,734	199,354,900		
	スマートフォン決済	1,395	63,300,620	1,455	62,808,211	1,237	32,595,440
	コンビニ	115,592	2,112,457,318	117,283	2,255,303,339	108,743	2,037,641,106
	ペイジー	72,596	2,111,328,710	73,742	2,278,308,530	66,004	2,115,271,967
	共通納税 (地方税お支払サイト)					48,656	5,323,008,270
	計	306,469	13,616,324,115	334,801	13,894,122,691	296,367	13,671,923,494
軽自動車税	金融機関窓口等	13,022	76,686,008	14,462	88,631,156	4,846	30,071,644
	口座振替	2,041	10,851,400	2,015	10,854,600	2,123	12,948,340
	クレジットカード	1,339	8,101,500	1,381	8,636,400		
	スマートフォン決済	668	3,366,460	623	2,955,908	385	6,112,610
	コンビニ	32,992	181,522,508	31,681	183,392,463	30,850	175,523,559
	ペイジー	8,593	48,605,600	9,080	52,907,000	7,695	46,142,600
	共通納税 (地方税お支払サイト)					13,348	79,946,600
	計	58,655	329,133,476	59,242	347,377,527	59,247	350,745,353
合計	474,847	17,804,894,305	500,001	18,772,342,905	459,866	17,867,577,017	

### 3 口座振替利用者数の状況

(単位:人、%)

種別	令和3年度			4年度			5年度		
	義務者数	利用者数	利用率	義務者数	利用者数	利用率	義務者数	利用者数	利用率
個人市民税 (普通徴収)	31,069	5,336	17.2	31,284	5,393	17.2	31,612	5,479	17.3
固定資産税 都市計画税	79,681	31,652	39.7	80,152	31,812	39.7	80,118	31,866	39.8
軽自動車税	43,272	2,041	4.7	43,233	2,072	4.8	42,949	2,123	4.9
合計	154,022	39,029	25.3	154,669	39,277	25.4	154,679	39,468	25.5

### 4 督促状発送状況

(単位:件、%)

種別	令和3年度		4年度		5年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
個人市民税 (普通徴収)	17,870	31.1%	18,314	31.1%	18,044	31.6%
個人市民税 (特別徴収)	7,904	13.7%	8,358	14.2%	9,187	16.1%
法人市民税	237	0.4%	207	0.4%	394	0.7%
市民税計	26,011	45.2%	26,879	45.7%	27,625	48.4%
固定資産税 都市計画税	26,751	46.6%	26,802	45.6%	23,926	41.9%
軽自動車税	4,690	8.2%	5,141	8.7%	5,537	9.7%
合計	57,452	100.0%	58,822	100.0%	57,088	100.0%

### 5 不納欠損額

(単位:件、円)

種別	令和3年度		4年度		5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市民税	1,326	34,076,288	803	20,389,598	1,399	21,272,766
法人市民税	74	3,970,400	50	815,115	11	539,560
固定資産税 都市計画税	837	22,546,527	423	14,035,937	457	22,129,438
軽自動車税	2,591	8,660,398	1,320	2,107,857	287	1,292,500
合計	4,828	69,253,613	2,596	37,348,507	2,154	45,234,264

## 6 歳出還付金の状況

(単位:件、円)

種別	令和3年度		4年度		5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市・府民税	1,263	36,506,840	1,464	40,334,900	1,208	36,028,480
法人市民税	300	24,134,520	318	24,248,100	342	63,285,500
固定資産税 都市計画税	408	17,137,732	557	27,396,213	338	14,080,253
軽自動車税	18	81,200	15	68,600	5	35,620
合計	1,989	77,860,292	2,354	92,047,813	1,893	113,429,853

---

## IX その他

---

1	徴税費の状況	30
2	税務機構及び事務分掌	31
3	税務職員の年齢及び経験年数等	32
4	税務職員の手当	32
5	固定資産評価審査委員会委員	33
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	33
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	34
(2)	証明手数料収入額 (市民サービス部税担当部署分)	35



# IX その他

## 1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

区 分		令和3年度			4年度			5年度			
		決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	
税収入額	市 税 (1)	28,659,334	99.7		29,450,105	102.8		29,439,779	100.0		
	個人府民税 (2)	7,531,632	97.9		7,826,065	103.9		7,702,796	98.4		
	計 (3)	36,190,966	99.3		37,276,170	103.0		37,142,575	99.6		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	175,189	88.0	37.4	170,897	97.6	37.8	160,039	93.6	37.9
		諸 手 当	127,251	89.9	27.1	118,078	92.8	26.2	110,474	93.6	26.1
		時間外勤務手当	13,163	116.3	2.8	11,999	91.2	2.7	9,078	75.7	2.1
		税務特別手当	2	9.1	0.0	0	皆減	—	0	—	—
		その他の手当	114,086	87.6	24.3	106,079	93.0	23.5	101,396	95.6	24.0
		そ の 他 ( 共 済 費 等 )	87,092	121.1	18.6	82,958	95.3	18.4	78,825	95.0	18.6
	計	389,532	94.4	83.1	371,933	95.5	82.4	349,338	93.9	82.6	
	物 件 費	旅 費	610	438.8	0.1	584	95.7	0.1	732	125.3	0.2
		そ の 他	78,601	99.2	16.8	79,289	100.9	17.5	72,793	91.8	17.2
	計	79,211	89.8	16.9	79,873	100.8	17.6	73,525	92.1	17.4	
合 計 (4)		468,743	93.6	100.0	451,806	96.4	100.0	422,863	93.6	100.0	
府民税徴収取扱費 (5)		323,276	98.9		322,489	99.8		323,686	100.4		
(4) - (5) = (6)		145,467	83.6		129,317	88.9		99,177	76.7		
税収入に対する徴税額の割合	(4) / (3)	1.3%			1.2%			1.1%			
	(6) / (1)	0.5%			0.4%			0.3%			
税 務 職 員 数		56 人			53 人			49 人			

(各年度 課税状況調第39表)

## 2 税務機構及び事務分掌

### (1) 税務機構

令和6年3月31日現在

	次長	課長	課長代理	係長	副係長	係員	計
税務管理担当	—	1	—	1	—	4	6
市民税担当	1	—	—	2	—	11	14
固定資産税担当	—	1	—	2	—	12	15
徴収・納付担当	—	—	—	1	—	13	14
計	1	2	0	6	—	40	49

※ 市民税担当次長（税務管理・市民税・固定資産税担当）は市民税担当課長と兼務。  
係員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む。

### (2) 市民サービス部税担当部署の事務分掌

#### 税務管理等に関すること

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税の総括に関すること。
- (4) 軽自動車税の賦課及び調査に関すること。
- (5) 市たばこ税の賦課及び調査に関すること。
- (6) 入湯税の賦課及び調査に関すること。
- (7) 地方譲与税並びに国税及び府税に係る交付金に関すること。
- (8) 納税証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。

#### 市民税等に関すること

- (1) 市民税及び府民税の賦課及び調査に関すること。
- (2) 市民税等に関する証明書の作成及び交付に関すること。

#### 固定資産税に関すること

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の調査に関すること。
- (3) 固定資産の評価に関すること。
- (4) 固定資産税及び都市計画税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (6) 特別土地保有税の賦課及び調査に関すること。

#### 市税等の徴収・納付に関すること

- (1) 市税等の徴収及び収納に関すること。
- (2) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (3) 市税等の口座振替に関すること。
- (4) 市税等の督促及び滞納処分に関すること。
- (5) 市税等の不納欠損に関すること。
- (6) 滞納債権の徴収等に係る助言・指導に関すること。
- (7) 滞納債権に係る調査・研究及び総合調整に関すること。

### 3 税務職員の年齢及び経験年数等

#### (1) 年齢別職員数

令和6年3月31日現在

年 齢 担当名	令和6年3月31日現在							計	平均年齢
	25歳 未満	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 以上		
税務管理担当	1	1	—	1	1	—	2	6	40歳2月
市民税担当	—	2	1	2	4	2	3	14	42歳3月
固定資産税担当	1	2	2	—	—	—	10	15	48歳3月
徴収・納付担当	—	—	3	1	3	—	7	14	48歳5月
計	2	5	6	4	8	2	22	49	45歳7月

#### (2) 税務経験年数別職員数

令和6年3月31日現在

年 数 担当名	令和6年3月31日現在								計	平均経験 年数
	0年 ～ 1年	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上			
税務管理担当	3	—	1	1	—	1	—	6	4年0月	
市民税担当	2	2	3	3	1	1	2	14	6年5月	
固定資産税担当	2	4	2	1	—	3	3	15	8年5月	
徴収・納付担当	2	—	5	1	3	3	—	14	6年8月	
計	9	6	11	6	4	8	5	49	6年9月	

### 4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種 類	支給対象職員	支給額	摘 要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

## 5 固定資産評価審査委員会委員

役職	氏名	就任日	任期満了日
委員長	上原 武彦	平成23年7月10日 (5期目)	令和8年7月9日
委員長職務代理	山本 實	平成25年10月1日 (4期目)	令和7年9月30日
委員	平石 貴	令和2年11月1日 (2期目)	令和8年10月31日

## 6 固定資産評価審査委員会 審査申出件数

区 分		年 度		
		令和3年度	4年度	5年度
審査申出件数		1	0	0
審査決定件数	認容(一部認容含)	0	0	0
	棄却	1	0	0
	却下	0	0	0
	取下げ件数	0	0	0

## 7 税務証明

### (1) 税務に関する各種証明書

令和6年3月31日現在

	種別	使用目的	内容	備考
市民税担当	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円 (オンライン申請は200円)
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に係る証明)	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
徴収・納付担当	納税証明書 完納証明書	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民生活担当証明発行窓口、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口では、上記証明書のうち、「課税証明書」「所得証明書」「非課税証明書」「評価証明書」「公課証明書」「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 証明手数料収入額（市民サービス部税担当部署分）

	令和4年度		5年度		前年度比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	2,750	825,000	2,518	749,000	91.6	90.8	1件 300円 (オンライン申請は200円)
課税、所得、非課税 法人所在地	2,750	825,000	2,518	749,000	91.6	90.8	
固定資産税担当	2,879	1,842,550	2,971	1,873,350	103.2	101.7	1件 300円 1筆、1棟につき300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
各種台帳閲覧	900	270,000	922	276,600	102.4	102.4	
評価証明	1,044	381,100	1,107	407,450	106.0	106.9	
公課証明	26	9,750	36	11,500	138.5	117.9	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に係る証明)	909	1,181,700	906	1,177,800	99.7	99.7	
徴収・納付担当	1,031	309,300	1,311	393,300	127.2	127.2	1件 300円
個人市民税納税証明	191	57,300	179	53,700	93.7	93.7	
法人市民税納税証明	439	131,700	543	162,900	123.7	123.7	
固定資産税納税証明	200	60,000	321	96,300	160.5	160.5	
軽自動車税納税証明	3	900	11	3,300	366.7	366.7	
その他証明書 (完納証明書等)	198	59,400	257	77,100	129.8	129.8	
合計	6,660	2,976,850	6,800	3,015,650	102.1	101.3	

---

## 税率の変遷

---

市民税の税歴 . . . . .	36
諸税の税歴 . . . . .	59
主な税制改正（令和5年度適用） . . . . .	76



## ※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/23)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
昭和 24			個人	均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 其他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭					所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15 シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)	
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	"	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される。
30	30. 1. 1	30. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	"	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税) 改正、昭和37年度より実施される。

# 市民税の税歴(2/23)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1	37. 3. 20	38. 1. 1	38. 3. 20	39. 1. 1	39. 3. 20	40. 1. 1	40. 3. 20
所 得 控 除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500円を 加えた金額(限度額は 22,500円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市 民 税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 250万円 " 7% 400万円 " 8% 600万円 " 9% 1,000万円 " 10% 2,000万円 " 11% 3,000万円 " 12% 5,000万円 " 13%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4% (配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が5万円を超え扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左		同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

# 市民税の税歴(3/23)

		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		
賦課期日・申告期限		41. 1. 1	41. 3. 20	42. 1. 1	42. 3. 15	43. 1. 1	43. 3. 15	
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		配偶者及び扶養 配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える		
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)		同 左		障害者・老年者 寡婦・勤労学生 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000 円 特別障害 80,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000 円		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		生命保険料		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 +7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		社会保険料		
	基礎控除	100,000円		同 左		1年間の支払い金額の全額		
							雑 損	
						医療費		
						基礎控除		
市 民 税	均等割	400円		同 左		均等割		
	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		所得割		
						15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		
						均等割		
						100 円		
						所得割		
						150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%		
						※特別控除の廃止		
	税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のい ずれかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		配当控除	
		配 当	市民税の所得割から配当所得の3%  府民税の所得割から配当所得の1.2%  課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。	
摘 要	○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円			

# 市民税の税歴(4/23)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1	44. 3. 15	45. 1. 1	45. 3. 16	46. 1. 1	46. 3. 15	47. 1. 1	47. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき110,000円を加える	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ70,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円 の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000円)		総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000円)		総所得金額の 5% (10万円超のときは10万円) 超過額 (限度 100万円)		同 左	
	基礎控除	120,000円		130,000円		140,000円		150,000円	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%	
	摘要	白色専従者控除 150,000円		S45.1.1以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	

# 市民税の税歴(5/23)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48.1.1	48.3.15	49.1.1	49.3.15	50.1.1	50.3.15	51.1.1	51.3.15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同	左
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同	左
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同	左	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは35,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度100万円)		同	左	同	左	総所得金額の5%(5万円超のとき は5万円)超過額(限度200万円)	
市民税	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同 左	
	均等割	400円		同 左		同 左		1,200円	
	所得割	30万円以下の金額	2%	15万円以下の金額	2%	同 左	同 左	同 左	同 左
		30万円を超える金額	3%	15万円を超える金額	3%				
		50万円	4%	40万円	4%				
		80万円	5%	70万円	5%				
		110万円	6%	100万円	6%				
		150万円	7%	150万円	7%				
		250万円	8%	250万円	8%				
		400万円	9%	400万円	9%				
600万円		10%	600万円	10%					
1,000万円	11%	1,000万円	11%						
2,000万円	12%	2,000万円	12%						
3,000万円	13%	3,000万円	13%						
5,000万円	14%	5,000万円	14%						
府民税	均等割	100円		同 左		同 左		300円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘要	S47.1.1 以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同 左	

# 市民税の税歴(6/23)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1	52. 3. 15	53. 1. 1	53. 3. 15	54. 1. 1	54. 3. 16	55. 1. 1	55. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円	
市民税	均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	
	均等割	300円		同 左		同 左		500円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	摘 要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%)  その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を 総合課税)  短期 市 8% 府 4%	

# 市民税の税歴(7/23)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1	56. 3. 15	57. 1. 1	57. 3. 15	58. 1. 1	58. 3. 15	59. 1. 1	59. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5% (5万円超のときは5万円) 超過額 (限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	220,000円		同 左		同 左		260,000円	
市民税	均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	府民税	均等割 500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左	

# 市民税の税歴(8/23)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度	
賦課期日・申告期限		60. 1. 1	60. 3. 15	61. 1. 1	61. 3. 15	62. 1. 1	62. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同 左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下 全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左	
	基礎控除	260,000円		同 左		同 左	
市民税	均等割	2,000円		同 左		同 左	
	所得割	20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左	
	府民税	均等割 700円		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左	
	税額控除	配当控除 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%			

# 市民税の税歴(9/23)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1	63. 3. 15	64. 1. 1	元. 3. 15	H2. 1. 1	H2. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同 左		配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同 左		○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
	A 給与所得	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33				300,000-((A-350,000)×30/35)	
	B 給与所得以外	合計所得金額は 800万円以下が対象				合計所得金額は1,000万円以下が対象	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が老年者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円		普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左	
医療費	総所得金額の 5% (10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		
市 民 税	基礎控除	280,000円		同 左		300,000円	
	均等割	2,000円		同 左		同 左	
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同 左	
府 民 税	均等割	700円		同 左		同 左	
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同 左	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか 多い方	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 □特定支出控除の創設	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)				

# 市民税の税歴(10/23)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1	H3. 3. 15	H4. 1. 1	H4. 3. 16	H5. 1. 1	H5. 3. 15	H6. 1. 1	H6. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左	同	左
	A 配偶者の合計所得金額	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円 (日本赤十字社も対象)		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
	基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左
市民税	均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左
	所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 " 11%		同	左	同	左	同	左
府民税	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
	所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同	左	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%	同	左	○特定市街化区域農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%	○その他 市6% 府3%  □平成6年度限り所得割の20%(20万円限度)を減税

# 市民税の税歴(11/23)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1	H7. 3. 15	H8. 1. 1	H 8. 3. 15	H 9. 1. 1	H 9. 3. 17
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 330,000円 50,000 円以上 100,000円未満 300,000円 100,000 円以上 300,000 円 (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000 円未満 330,000円 400,000 円以上 450,000円未満 300,000円 450,000 円以上 300,000 円 (A - 50,000)		○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、 1,000 万円以下が対象			
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 280,000 円 高齢者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円	同	左	同	左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)	同	左	同	左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)	同	左	同	左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000 円	同	左	同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左	同	左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同	左	同	左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)	同	左	同	左	
基礎控除	330,000 円	同	左	同	左		
均等割	2,000 円	同	左	2,500 円	同	左	
市民税	所得割 200 万円以下の金額 3 % 200 万円を超える金額 8 % 700 万円 ” 11 %	同	左	200 万円 以下の金額 3 % 200 万円 を超える金額 8 % 700 万円 ” 12 %			
府 民 税	均等割 700 円	同	左	1,000 円	同	左	
	所得割 700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 4 %	同	左	700 万円 以下の金額 2 % 700 万円 を超える金額 3 %			
税 額 控 除	配当控除 市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。	同	左	同	左		
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 6 % 府 3 %  短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか、多い方 株式等 市 4 % 府 2 %  □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税	同	左	○その他 4,000万円以下 市 5.5 % 府 2 % 4,000万円超える 市 6 % 府 3 %  □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税	○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円超える 8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 % 8,000万円超える 市 6 % 府 3 %		

# 市民税の税歴(12/23)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1	H10. 3. 16	H11. 1. 1	H11. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	330,000円 330,000円	同 左	
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 高齢者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 高齢者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左	
基礎控除	330,000円		同 左		
市 民 税	均等割	2,500円		同 左	
	所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 11%	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 10%
	均等割	1,000円		同 左	
府 民 税	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同 左  ○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止  □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税		

# 市民税の税歴(13/23)

賦課期日・申告期限		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
		H12. 1. 1	H12. 3. 15	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)	330,000円		同左		同左
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上 760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	30,000円				
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円		同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
	基礎控除	330,000円			同左		同左
	市民 税	均等割	2,500円		同左		同左
		所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%		同左	
府 民 税	均等割	1,000円		同左		同左	
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%		同左		同左
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。			同左		同左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110/100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			同左 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円

# 市民税の税歴(14/23)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同左	同左	同左	同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)	330,000円 330,000円 30,000円	同左	同左	○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	同左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上 760,000円未満	30,000円	同左	同左	同左	同左
	障害者・老年者寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円	同左	同左	同左	同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左	同左	同左	同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左	同左	同左	同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左	同左	同左	同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	同左	同左	同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左	同左	同左	同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左	同左	同左	同左
基礎控除	330,000円		同左	同左	同左	同左	
市民税	均等割	2,500円		3,000円		同左	同左
	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%	同左	同左	同左	同左
	府民税	均等割	1,000円	同左	同左	同左	同左
税額控除	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%	同左	同左	同左	同左
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	同左	同左	同左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方  ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円		○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (200万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分)  □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			

# 市民税の税歴(15/23)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1	H18. 3. 15	H19. 1. 1	H19. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000-(A-380,000)	330,000円 30,000円	同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者寡婦(夫)勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	均等割	3,000円		同	左
市民税	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%	6%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
府民税	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%	4%(一律)	
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) □定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		

# 市民税の税歴(16/23)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1	H20. 3. 17	H21. 1. 1	H21. 3. 16	H22. 1. 1	H22. 3. 16
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) A 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		(税額控除に改組)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左
	基礎控除	330,000円		同	左	同	左
税率	市民税均等割	3,000円					
	市民税所得割	6%(一律)		同	左	同	左
	府民税均等割	1,000円					
	府民税所得割	4%(一律)					
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能 額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5 を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは 9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から 差し引いた金額	
	寄附金税額控除			・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて 全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる 平成19年度市・府民税の減額措置						
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左	

# 市民税の税歴(17/23)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1	H23. 3. 15	H24. 1. 1	H24. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除(16歳～18歳) 特定扶養控除(19歳～22歳) 同居老親等扶養控除	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 450,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)	330,000円	同左	
	A…配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満	30,000円		
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 同居特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 530,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)			同左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)			同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)			同左
	基礎控除	330,000円			同左
税率	市民税均等割	3,000円			
	市民税所得割	6%(一律)			同左
	府民税均等割	1,000円			
	府民税所得割	4%(一律)			
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額			同左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同左	○0歳～15歳の扶養控除の廃止

# 市民税の税歴(18/23)

		平成25年度		平成26年度	
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1	H25. 3. 15	H26. 1. 1	H26. 3. 17
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額		同	左
	※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	750,000円以上760,000円未満 30,000円			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	税率	市民税均等割 3,000円 市民税所得割 6%(一律) 府民税均等割 1,000円 府民税所得割 4%(一律)		3,500円 同 1,500円 同	左 左 左 左
	税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分には上記率の1/2で控除する。		同
住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)		所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同	左
寄附金税額控除		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

# 市民税の税歴(19/23)

		平成27年度		平成28年度	
賦課期日・申告期限		H27. 1. 1	H27. 3. 16	H28. 1. 1	H28. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額		同	左
	※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	750,000円以上760,000円未満 30,000円			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	税率	市民税均等割 3,500円 市民税所得割 6%(一律) 府民税均等割 1,500円 府民税所得割 4%(一律)		同	左
	税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同
住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)		次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
寄附金税額控除		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

# 市民税の税歴(20/23)

賦課期日・申告期限		平成29年度		平成30年度	
		H29. 1. 1	H29. 3. 15	H30. 1. 1	H30. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額		同	左
	※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	750,000円以上760,000円未満 30,000円			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)		同左及びセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)導入	
	基礎控除	330,000円		同	左
	税率	市民税均等割 3,500円 市民税所得割 6%(一律) 府民税均等割 1,800円 府民税所得割 4%(一律)		同	左
	税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同
住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)		次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
寄附金税額控除		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

# 市民税の税歴(21/23)

賦課期日・申告期限		令和元年度		令和2年度	
		H31. 1. 1	H31. 3. 15	R2. 1. 1	R2. 4. 15
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 900,000円以下 330,000円 900,000円超950,000円以下 310,000円 950,000円超1,000,000円以下 260,000円 1,000,000円超1,050,000円以下 210,000円	1,050,000円超1,100,000円以下 160,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 110,000円 1,150,000円超1,200,000円以下 60,000円 1,200,000円超1,230,000円以下 30,000円	同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800円		同	左
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

# 市民税の税歴(22/23)

		令和3年度		令和4年度	
賦課期日・申告期限		R3. 1. 1	R3. 4. 15	R4. 1. 1	R4. 4. 15
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1,000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円	※配偶者控除については、納税者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が遡減する。	同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 1,000,000円以下 330,000円 1,000,000円超1,050,000円以下 310,000円 1,050,000円超1,100,000円以下 260,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 210,000円	1,150,000円超1,200,000円以下 160,000円 1,200,000円超1,250,000円以下 110,000円 1,250,000円超1,300,000円以下 60,000円 1,300,000円超1,330,000円以下 30,000円 ※納税者の合計所得金額が900万円超のときは、控除額が遡減する。	同	左
	障害者 寡婦 勤労学生 ひとり親	普通障害・寡婦・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 ひとり親 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円	地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)		同	左
	基礎控除	合計所得金額 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし	基礎控除額	同	左
税率	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800円		同	左
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得・特別特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用)		同	左	

# 市民税の税歴(23/23)

		令和5年度		令和6年度	
賦課期日・申告期限		R5. 1. 1	R5. 4. 15	R6. 1. 1	R6. 4. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1,000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円			左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 1,000,000円以下 330,000円 1,000,000円超1,050,000円以下 310,000円 1,050,000円超1,100,000円以下 260,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 210,000円	1,150,000円超1,200,000円以下 160,000円 1,200,000円超1,250,000円以下 110,000円 1,250,000円超1,300,000円以下 60,000円 1,300,000円超1,330,000円以下 30,000円		左
	障害者 寡婦 勤労学生 ひとり親	普通障害・寡婦・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 ひとり親 300,000円			左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円		左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円	地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは 合計額(限度額 25,000円)		左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)			左
	基礎控除	合計所得金額 基礎控除額 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし			左
	税 率	市民税均等割 3,500円 市民税所得割 6%(一律) 府民税均等割 1,800円 府民税所得割 4%(一律)			左
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得・特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算			左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)			左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用)			左	

## 諸税の税歴(1/17)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人 市 民 税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左	
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	

## 諸税の税歴(2/17)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人 市 民 税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	
電気税・ガス税	7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	
特別土地保有税	—	—	—	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	

## 諸税の税歴(3/17)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
市民	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円  軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円  2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円  軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円  2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左
	市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左
	固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左
	電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左
	ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左
	特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左
	都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100

諸税の税歴(4/17)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人	法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	市 民 税	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 自家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,450 円 その他 4,300 円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	ミニカー 2,500円
市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1,000本につき 350 円
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

# 諸税の税歴(5/17)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	市 民 税	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同左	同左	同左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	同左	同左	
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63 年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左	
電気税	5/100	廃止	——	——	
ガス税	2/100	廃止	——	——	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 遊休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	

諸税の税歴(6/17)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市民	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左
	市たばこ税	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	1,000本につき ・旧三級品以外 2,434円 ・旧三級品 1,155円	1,000本につき 2,434円 (5月1日から2,668円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円 (5月1日から1,266円)	1,000本につき 2,668円 (7月1日から2,997円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,266円 (7月1日から1,412円)
	固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左
	特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止
	都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左

# 諸税の税歴(7/17)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
市民税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,412 円 (7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	

# 諸税の税歴(8/17)

		平成23～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	12.1/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市					
民					
税					
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける三輪以上の軽自動車 3輪のもの 3,900円 4輪の営業用貨物 3,800円 " 家用貨物 5,000円 " 営業用乗用 6,900円 " 家用乗用 10,800円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	
市たばこ税	1,000本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,190円	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,495円	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円	同 左	同 左	同 左	

# 諸税の税歴(9/17)

		平成28年度																									
法人税割	法人税割	12.1/100																									
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																									
市民税	原動機付自転車	<b>■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪</td> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	四輪	乗用・営業用	5,500円	6,900円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円
	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3																						
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																							
	四輪	乗用・営業用	5,500円	6,900円																							
		貨物・自家用	4,000円	5,000円																							
		貨物・営業用	3,000円	3,800円																							
三輪	軽三輪	3,100円	3,900円																								
軽自動車	50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円																										
市たばこ税	市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,925円																									
	固定資産税	1.4 / 100 （免税額） 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																									
特別土地保有税	特別土地保有税	平成15年度から課税停止																									
都市計画税	都市計画税	0.3/100																									
入湯税	入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																									

**■グリーン化特例**  
 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減。

車種区分	標準税額	高 ← 環境性能 → 低			
		電気軽自動車など	貨物車	乗用車	乗用車
		平成27年度燃費基準+35%達成車	平成27年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車
四輪乗用	自家用 10,800円 営業用 6,900円	2,700円 1,800円	5,400円 3,500円	8,100円 5,200円	
四輪貨物	自家用 5,000円 営業用 3,800円	1,300円 1,000円	2,500円 1,900円	3,800円 2,900円	
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	

# 諸税の税歴(10/17)

		平成29年度																																																																																							
法人税割	法人税割	12.1/100																																																																																							
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																																							
市民税	原動機付自転車	50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円																																																																																							
	軽自動車	2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円																																																																																							
軽自動車税		<b>■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(新税率)※1</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課)※2(一部除外有)※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。            ※2 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成29年度は、平成16年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えて判断。            ※3 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。</p> <b>■グリーン化特例</b> 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成29年度分に限り軽自動車税を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>低</th> <th>高</th> <th>低</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>電気軽自動車など</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準+20%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準達成車</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(新税率)※1	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課)※2(一部除外有)※3	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	貨物・自家用	4,000円	5,000円		貨物・営業用	3,000円	3,800円					4,500円	車種区分	標準税額	← 環境性能 →				高	低	高	低			電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車			平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車		四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円		四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円		三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(新税率)※1	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課)※2(一部除外有)※3																																																																																					
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																																																																																					
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																																																																																					
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円																																																																																					
		貨物・自家用	4,000円	5,000円																																																																																					
	貨物・営業用	3,000円	3,800円																																																																																						
				4,500円																																																																																					
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																																							
		高	低	高	低																																																																																				
		電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																																																			
		平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車																																																																																				
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																																																				
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																				
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																																				
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																				
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																				
市たばこ税		1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき3,355円																																																																																							
固定資産税		1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																																							
特別土地保有税		平成15年度から課税停止																																																																																							
都市計画税		0.3/100																																																																																							
入湯税		宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																																							

# 諸税の税歴(11/17)

		平成30年度																																																																	
法人税制	法人税割	12.1/100																																																																	
	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円</li> <li>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円</li> <li>○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円</li> <li>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円</li> <li>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円</li> <li>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円</li> <li>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円</li> <li>○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円</li> <li>○その他 60,000円</li> </ul>																																																																	
市民税	原動機付自転車	<ul style="list-style-type: none"> <li>50cc以下 2,000円</li> <li>90 " 2,000円</li> <li>125 " 2,400円</li> <li>ミニカー 3,700円</li> </ul>																																																																	
	軽自動車	<p>■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1（一部除外有） ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用・自家用 7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用 5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>貨物・自家用 4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用 3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成17年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えて判断。</p> <p>※2 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引軽自動車などは、経年重課の適用から除外。</p> <p>■グリーン化特例</p> <p>平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分限り、軽自動車税を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">環境性能</th> </tr> <tr> <th colspan="2">高</th> <th colspan="2">低</th> </tr> <tr> <th>電気軽自動車など</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用 10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準+30%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td>営業用 6,900円</td> <td>1,800円</td> <td></td> <td>5,400円</td> <td></td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用 5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td></td> <td>3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用 3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td></td> <td>2,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td colspan="2">3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1（一部除外有） ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用 7,200円	10,800円	乗用・営業用 5,500円	6,900円	三輪	貨物・自家用 4,000円	5,000円	貨物・営業用 3,000円	3,800円	軽三輪	3,100円	3,900円	車種区分	標準税額	環境性能				高		低		電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	四輪乗用	自家用 10,800円	2,700円	平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準+10%達成車	営業用 6,900円	1,800円		5,400円		8,100円	四輪貨物	自家用 5,000円	1,300円	2,500円		3,800円		営業用 3,800円	1,000円	1,900円		2,900円		三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円
車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1（一部除外有） ※2																																																															
	軽自動車	四輪	乗用・自家用 7,200円	10,800円																																																															
乗用・営業用 5,500円			6,900円																																																																
三輪		貨物・自家用 4,000円	5,000円																																																																
		貨物・営業用 3,000円	3,800円																																																																
軽三輪	3,100円	3,900円																																																																	
車種区分	標準税額	環境性能																																																																	
		高		低																																																															
		電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																													
四輪乗用	自家用 10,800円	2,700円	平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準+10%達成車																																																													
	営業用 6,900円	1,800円		5,400円		8,100円																																																													
四輪貨物	自家用 5,000円	1,300円	2,500円		3,800円																																																														
	営業用 3,800円	1,000円	1,900円		2,900円																																																														
三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円																																																														
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>2輪のもの 3,600円</li> <li>※3輪以上は、右の表のとおり</li> <li>2輪の小型自動車 6,000円</li> <li>小型特殊自動車</li> <li>農耕作業用 2,400円</li> <li>その他 5,900円</li> </ul>																																																																		
市たばこ税	1,000本につき5,262円（10月1日から 5,692円） ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円																																																																		
固定資産税	1.4 / 100 （免税額） 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																		
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																		
都市計画税	0.3 / 100																																																																		
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																		

諸税の税歴(12/17)

		令和元年度																																																		
法人税	法人税割	8.4/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)																																																		
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																		
環境性能割	(10月1日から)	軽自動車の取得価額 × 税率 <b>【乗用】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成</td> <td>1.0%(※2)</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%(※2)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <b>【貨物】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>		軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成	令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	平成27年度燃費基準+20%達成	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%																			
		軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																																
電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																																		
令和2年度燃費基準+10%達成																																																				
令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%																																																		
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%																																																		
上記以外の軽自動車		2.0%																																																		
軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																																		
電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																																		
平成27年度燃費基準+20%達成																																																				
平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%																																																		
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%																																																		
上記以外の軽自動車		2.0%																																																		
		※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNox10%低減)のことを言います。 ※2 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。																																																		
軽自動車	種別割	原動機付自転車 <table border="1"> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90 "</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>125 "</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> </table> 軽自動車 <table border="1"> <tr> <td>2輪のもの</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>※3輪以上は、右の表のとおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> </table>		50cc以下	2,000円	90 "	2,000円	125 "	2,400円	ミニカー	3,700円	2輪のもの	3,600円	※3輪以上は、右の表のとおり		2輪の小型自動車	6,000円	小型特殊自動車		農耕作業用	2,400円	その他	5,900円																													
		50cc以下	2,000円																																																	
90 "	2,000円																																																			
125 "	2,400円																																																			
ミニカー	3,700円																																																			
2輪のもの	3,600円																																																			
※3輪以上は、右の表のとおり																																																				
2輪の小型自動車	6,000円																																																			
小型特殊自動車																																																				
農耕作業用	2,400円																																																			
その他	5,900円																																																			
		<b>■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> <tr> <th>乗用・自家用</th> <th>乗用・営業用</th> <th>乗用・自家用</th> <th>乗用・営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※1 平成18年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。 平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。 ※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	乗用・自家用	乗用・営業用	乗用・自家用	乗用・営業用	軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円		三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円													
車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																															
	乗用・自家用	乗用・営業用	乗用・自家用	乗用・営業用																																																
軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																
三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																
		<b>■グリーン化特例</b> 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th colspan="2">高</th> <th colspan="2">低</th> </tr> <tr> <th>電気自動車等</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>令和2年度燃費基準+30%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>令和2年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	標準税額	← 環境性能 →				高		低		電気自動車等	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車			平成27年度燃費基準+35%達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	令和2年度燃費基準+10%達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																		
		高				低																																														
		電気自動車等	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																														
		平成27年度燃費基準+35%達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	令和2年度燃費基準+10%達成車																																															
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																															
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																															
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																															
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																															
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																															
市たばこ税	1,000本につき5,692円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円(10月1日から5,692円)																																																			
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																			
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																			
都市計画税	0.3/100																																																			
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																			

諸税の税歴(13/17)

		令和2年度																																															
法	法人税割	8.4/100																																															
人	法人均等割	○資本金50億円超	従業員数50人超 3,600,000円																																														
市		○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超 2,100,000円																																														
民		○資本金10億円超	従業員数50人以下 492,000円																																														
民		○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超 480,000円																																														
民		○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下 192,000円																																														
民		○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超 180,000円																																														
民		○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下 156,000円																																														
税		○資本金1千万円以下	従業員数50人超 144,000円																																														
		○その他	60,000円																																														
軽自動車税	環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率																																															
		<b>【乗用】</b>	<b>【貨物】</b>																																														
		軽自動車(三輪以上)の車種区分	軽自動車(三輪以上)の車種区分																																														
		電気自動車等(※1)	電気自動車等(※1)																																														
		令和2年度燃費基準+10%達成	平成27年度燃費基準+20%達成																																														
		令和2年度燃費基準達成	平成27年度燃費基準+15%達成																																														
		平成27年度燃費基準+10%達成	平成27年度燃費基準+10%達成																																														
		上記以外の軽自動車	上記以外の軽自動車																																														
		1.0%(※2)	0.5%																																														
		2.0%(※2)	1.0%																																														
	2.0%	2.0%																																															
	※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNox10%低減)のことを言います。																																																
	※2 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。																																																
種別割	原動機付自転車	■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの)																																															
	50cc以下 2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>四輪</td> <td>乗用・自家用 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>軽三輪 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用 7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	三輪	軽三輪 3,100円	3,900円	4,600円																					
車種区分			平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																												
軽自動車	四輪		乗用・自家用 7,200円	10,800円	12,900円																																												
	乗用・営業用		5,500円	6,900円	8,200円																																												
	貨物・自家用		4,000円	5,000円	6,000円																																												
	貨物・営業用		3,000円	3,800円	4,500円																																												
三輪	軽三輪 3,100円		3,900円	4,600円																																													
	90 " 2,000円		※1 平成19年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えます。																																														
	125 " 2,400円		※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。																																														
	ミニカー 3,700円		■グリーン化特例																																														
	軽自動車	平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減。																																															
	2輪のもの 3,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>←</th> <th>→</th> <th>低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電気自動車等</td> <td rowspan="2">2,700円</td> <td>貨物車</td> <td>乗用車</td> <td>貨物車</td> <td>乗用車</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>令和2年度燃費基準+30%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>令和2年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td>四輪乗用</td> <td>自家用 10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用 6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>四輪貨物</td> <td>自家用 5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用 3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>			車種区分	標準税率	← 環境性能 →				高	←	→	低	電気自動車等	2,700円	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	平成27年度燃費基準+35%達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	令和2年度燃費基準+10%達成車	四輪乗用	自家用 10,800円	2,700円	5,400円	8,100円		営業用 6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用 5,000円	1,300円	2,500円	3,800円		営業用 3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
車種区分	標準税率	← 環境性能 →																																															
		高	←	→	低																																												
電気自動車等	2,700円	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																												
		平成27年度燃費基準+35%達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	令和2年度燃費基準+10%達成車																																												
四輪乗用	自家用 10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																													
	営業用 6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																													
四輪貨物	自家用 5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																													
	営業用 3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																													
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																													
	※3輪以上は、右の表のとおり																																																
	2輪の小型自動車 6,000円																																																
	小型特殊自動車																																																
	農耕作業用 2,400円																																																
	その他 5,900円																																																
市たばこ税	1,000本につき5,692円(10月1日から6,122円)																																																
固定資産税	1.4/100 (免税額)																																																
	土地 30万円																																																
	家屋 20万円																																																
	償却資産 150万円																																																
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																
都市計画税	0.3/100																																																
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																

# 諸税の税歴(14/17)

		令和3年度																																							
法	法人税割	8.4/100																																							
人	法人均等割	○資本金50億円超	従業員数50人超 3,600,000円																																						
市		○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超 2,100,000円																																						
民		○資本金10億円超	従業員数50人以下 492,000円																																						
税		○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超 480,000円																																						
		○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下 192,000円																																						
		○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超 180,000円																																						
	○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下 156,000円																																							
	○資本金1千万円以下	従業員数50人超 144,000円																																							
	○その他		60,000円																																						
	環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率 <b>【乗用・貨物】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車（三輪以上）の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等（※1）</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成</td> <td>1.0%（※2）</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成</td> <td rowspan="2">2.0%（※2）</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減）のことを言います。</p> <p>※2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。</p>		軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等（※1）	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成	令和12年度燃費基準60%達成	1.0%（※2）	0.5%	令和12年度燃費基準55%達成	2.0%（※2）	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%																							
軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用																																							
電気自動車等（※1）	非課税	非課税																																							
令和12年度燃費基準75%達成																																									
令和12年度燃費基準60%達成	1.0%（※2）	0.5%																																							
令和12年度燃費基準55%達成	2.0%（※2）	1.0%																																							
上記以外の軽自動車		2.0%																																							
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円	<b>■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1（一部除外有） ※2</th> </tr> <tr> <th>乗用・自家用</th> <th>乗用・営業用</th> <th>乗用・自家用</th> <th>乗用・営業用</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>四輪</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用・自家用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成20年3月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えます。</p> <p>※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p>	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1（一部除外有） ※2	乗用・自家用	乗用・営業用	乗用・自家用	乗用・営業用		軽自動車	四輪	7,200円	10,800円	12,900円		乗用・自家用	5,500円	6,900円	8,200円		乗用・営業用	4,000円	5,000円	6,000円		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円		三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1（一部除外有） ※2																																				
	乗用・自家用	乗用・営業用	乗用・自家用	乗用・営業用																																					
軽自動車	四輪	7,200円	10,800円	12,900円																																					
	乗用・自家用	5,500円	6,900円	8,200円																																					
	乗用・営業用	4,000円	5,000円	6,000円																																					
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																					
三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																					
		<b>■グリーン化特例</b> 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分限り、軽自動車税（種別割）を軽減します。 令和3年4月1日から令和5年3月31日に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車等に限定されます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">高 ← 環境性能 → 低</th> </tr> <tr> <th>電気自動車等</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円（※1）</td> <td>8,100円（※1）</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円（※2）</td> <td>5,200円（※3）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円（※2）</td> <td>3,000円（※3）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）令和3年度をもって、グリーン化特例（軽課）の対象外となります。</p> <p>（※2）営業用乗用車に限り、令和4・5年度分は、令和12年度燃費基準90%達成車に基準が切り替えられます。</p> <p>（※3）営業用乗用車に限り、令和4・5年度分は、令和12年度燃費基準70%達成車に基準が切り替えられます。</p>	車種区分	標準税額	高 ← 環境性能 → 低				電気自動車等	貨物車	乗用車	乗用車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円（※1）	8,100円（※1）	営業用	6,900円	1,800円	3,500円（※2）	5,200円（※3）	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪	3,900円	1,000円	2,000円	2,000円（※2）	3,000円（※3）
車種区分	標準税額	高 ← 環境性能 → 低																																							
		電気自動車等	貨物車	乗用車	乗用車																																				
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円（※1）	8,100円（※1）																																				
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円（※2）	5,200円（※3）																																				
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																				
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																				
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	2,000円（※2）	3,000円（※3）																																				
市たばこ税	1,000本につき6,122円(10月1日から6,552円)																																								
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																								
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																								
都市計画税	0.3/100																																								
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																								

# 諸税の税歴(15/17)

		令和4年度																																					
法	法人税割	8.4/100																																					
人	法人均等割	○資本金50億円超	従業員数50人超 3,600,000円																																				
市		○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超 2,100,000円																																				
民		○資本金10億円超	従業員数50人以下 492,000円																																				
税		○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超 480,000円																																				
		○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下 192,000円																																				
		○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超 180,000円																																				
		○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下 156,000円																																				
	○資本金1千万円以下	従業員数50人超 144,000円																																					
	○その他		60,000円																																				
	環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率 <b>【乗用・貨物】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車（三輪以上）の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等（※）</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成</td> <td></td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> ※電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減）のことを言います。		軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等（※）	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成			令和12年度燃費基準60%達成	1.0%	0.5%	令和12年度燃費基準55%達成		1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%	2.0%																		
軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用																																					
電気自動車等（※）	非課税	非課税																																					
令和12年度燃費基準75%達成																																							
令和12年度燃費基準60%達成	1.0%	0.5%																																					
令和12年度燃費基準55%達成		1.0%																																					
上記以外の軽自動車	2.0%	2.0%																																					
軽自動車税	種別割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三輪 軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table> ※1 平成21年3月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。 平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えます。 ※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2	軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円		三輪 軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円									
車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2																																			
軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																			
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																			
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																			
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																			
	三輪 軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																			
	種別割	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="3">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>低</th> <th>低</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>電気自動車等</th> <th>令和12年度燃費基準90%達成</th> <th>令和12年度燃費基準70%達成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円 ※</td> </tr> </tbody> </table> ※営業乗用車のみが対象です。		車種区分	標準税額	← 環境性能 →			高	低	低			電気自動車等	令和12年度燃費基準90%達成	令和12年度燃費基準70%達成	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円		営業用	3,800円	1,000円		三輪		3,900円	1,000円	2,000円 ※
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																					
		高	低	低																																			
		電気自動車等	令和12年度燃費基準90%達成	令和12年度燃費基準70%達成																																			
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円																																				
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円																																			
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円																																				
	営業用	3,800円	1,000円																																				
三輪		3,900円	1,000円	2,000円 ※																																			
市たばこ税	1,000 本につき6,552円																																						
固定資産税	1.4 / 100 （免税額） 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																						
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																						
都市計画税	0.3/100																																						
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																																						

諸税の税歴(16/17)

		令和5年度																																																																																																																			
法人税	法人税割	8.4/100																																																																																																																			
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																																																																			
市民税	環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率 軽自動車(環境性能割)の税率 <b>【令和5年12月31日まで】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th colspan="4"></th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">電気自動車等 ※1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準75%達成車 *</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>平成27年度燃費基準25%向上達成車</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハイブリッド車</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準60%達成車 *</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>平成27年度燃費基準20%向上達成車</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※2車</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準55%達成車 *</td> <td></td> <td>1.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>平成27年度燃費基準15%向上達成車</td> <td>2.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記以外の軽自動車</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <b>【令和6年1月1日から】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th colspan="4"></th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">電気自動車等 ※1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準80%達成車 *</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準105%達成車</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハイブリッド車</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準70%達成車 *</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準達成車</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※2車</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準60%達成車 *</td> <td></td> <td>1.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準95%達成車</td> <td>2.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記以外の軽自動車</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からN0x10%低減達成)のことを言います。            ※2 (★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車            * 令和2年度燃費基準達成車であること</p>		軽自動車(三輪以上)の車種区分				税率						自家用	営業用	電気自動車等 ※1						ガソリン車	乗用	令和12年度燃費基準75%達成車 *	非課税	非課税		貨物	平成27年度燃費基準25%向上達成車				ハイブリッド車	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	1.0%	0.5%		貨物	平成27年度燃費基準20%向上達成車				※2車	乗用	令和12年度燃費基準55%達成車 *		1.0%		貨物	平成27年度燃費基準15%向上達成車	2.0%			上記以外の軽自動車					2.0%	軽自動車(三輪以上)の車種区分				税率						自家用	営業用	電気自動車等 ※1						ガソリン車	乗用	令和12年度燃費基準80%達成車 *	非課税	非課税		貨物	令和4年度燃費基準105%達成車				ハイブリッド車	乗用	令和12年度燃費基準70%達成車 *	1.0%	0.5%		貨物	令和4年度燃費基準達成車				※2車	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *		1.0%		貨物	令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%			上記以外の軽自動車					2.0%
	軽自動車(三輪以上)の車種区分				税率																																																																																																																
				自家用	営業用																																																																																																																
電気自動車等 ※1																																																																																																																					
ガソリン車	乗用	令和12年度燃費基準75%達成車 *	非課税	非課税																																																																																																																	
	貨物	平成27年度燃費基準25%向上達成車																																																																																																																			
ハイブリッド車	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	1.0%	0.5%																																																																																																																	
	貨物	平成27年度燃費基準20%向上達成車																																																																																																																			
※2車	乗用	令和12年度燃費基準55%達成車 *		1.0%																																																																																																																	
	貨物	平成27年度燃費基準15%向上達成車	2.0%																																																																																																																		
上記以外の軽自動車					2.0%																																																																																																																
軽自動車(三輪以上)の車種区分				税率																																																																																																																	
				自家用	営業用																																																																																																																
電気自動車等 ※1																																																																																																																					
ガソリン車	乗用	令和12年度燃費基準80%達成車 *	非課税	非課税																																																																																																																	
	貨物	令和4年度燃費基準105%達成車																																																																																																																			
ハイブリッド車	乗用	令和12年度燃費基準70%達成車 *	1.0%	0.5%																																																																																																																	
	貨物	令和4年度燃費基準達成車																																																																																																																			
※2車	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *		1.0%																																																																																																																	
	貨物	令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%																																																																																																																		
上記以外の軽自動車					2.0%																																																																																																																
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円																																																																																																																			
	種別割	<b>■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成22年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。            ※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> <b>■グリーン化特例</b> 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減します。 令和3年4月1日から令和5年3月31日に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車などに限定されます。 適用期間が3年間又は2年間延長され、令和5年4月1日から令和8年3月31日(下の表の※2のものは令和7年3月31日)に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などが対象となります。		車種区分	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外) ※2	軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円		三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																																																			
車種区分	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)			最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外) ※2																																																																																																															
		軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																																																															
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																																																																	
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																																																																	
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																																																																	
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																																																																																
市たばこ税	1,000本につき6,552円																																																																																																																				
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																																																																				
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																																																																				
都市計画税	0.3/100																																																																																																																				
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																																																																				

諸税の税歴(17/17)

		令和6年度																																																							
法人税制	法人税割	8.4/100																																																							
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																							
市民税	環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率 <b>軽自動車(環境性能割)の税率</b> <b>【令和6年4月1日から】</b> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">電気自動車等 ※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリンハイブリッド車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準80%達成車 *</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準105%達成車</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準70%達成車 *</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準達成車</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準60%達成車 *</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準95%達成車</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の軽自動車</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOx10%低減達成)のことを言います。                  ※2 (★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車                  * 令和2年度燃費基準達成車であること</p>		軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率		自家用	営業用	電気自動車等 ※1				ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準80%達成車 *	非課税	貨物	令和4年度燃費基準105%達成車	非課税		乗用	令和12年度燃費基準70%達成車 *	1.0%	貨物	令和4年度燃費基準達成車	0.5%		乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	2.0%	貨物	令和4年度燃費基準95%達成車	1.0%	上記以外の軽自動車			2.0%																			
	軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率																																																						
自家用			営業用																																																						
電気自動車等 ※1																																																									
ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準80%達成車 *	非課税																																																						
	貨物	令和4年度燃費基準105%達成車	非課税																																																						
	乗用	令和12年度燃費基準70%達成車 *	1.0%																																																						
	貨物	令和4年度燃費基準達成車	0.5%																																																						
	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	2.0%																																																						
	貨物	令和4年度燃費基準95%達成車	1.0%																																																						
上記以外の軽自動車			2.0%																																																						
軽自動車税	種別割	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車</td> <td>四輪</td> <td>乗用・自家用 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>乗用・営業用 5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>貨物・自家用 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>貨物・営業用 3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三輪</td> <td>軽三輪 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成23年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。                  平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いためその年の12月に読み替えます。                  ※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> <p><b>■グリーン化特例</b>                  平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減します。                  令和3年4月1日から令和5年3月31日に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車などに限定されます。                  適用期間が3年間又は2年間延長され、令和5年4月1日から令和8年3月31日(下の表の※2のものは令和7年3月31日)に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などが対象となります。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="2">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和12年度燃費基準90%以上達成し、かつ、令和2年度燃費基準達成令和7年度取得分まで                  ※2 令和12年度燃費基準70%以上達成し、かつ、令和2年度燃費基準達成令和6年度取得分まで                  ※3 乗用営業用の車両のみ</p>		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用 7,200円	10,800円	12,900円			乗用・営業用 5,500円	6,900円	8,200円			貨物・自家用 4,000円	5,000円	6,000円			貨物・営業用 3,000円	3,800円	4,500円		三輪	軽三輪 3,100円	3,900円	4,600円	車種区分	標準税額	← 環境性能 →		高	低	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	営業用	6,900円	1,800円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	営業用	3,800円	1,000円	三輪	3,900円	1,000円	2,000円 ※3
車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)			最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																																			
		軽自動車	四輪	乗用・自家用 7,200円	10,800円	12,900円																																																			
		乗用・営業用 5,500円	6,900円	8,200円																																																					
		貨物・自家用 4,000円	5,000円	6,000円																																																					
		貨物・営業用 3,000円	3,800円	4,500円																																																					
	三輪	軽三輪 3,100円	3,900円	4,600円																																																					
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																							
		高	低																																																						
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円																																																						
	営業用	6,900円	1,800円																																																						
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円																																																						
	営業用	3,800円	1,000円																																																						
三輪	3,900円	1,000円	2,000円 ※3																																																						
市たばこ税		1,000 本につき6,552円																																																							
固定資産税		1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																							
特別土地保有税		平成15年度から課税停止																																																							
都市計画税		0.3/100																																																							
入湯税		宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																							

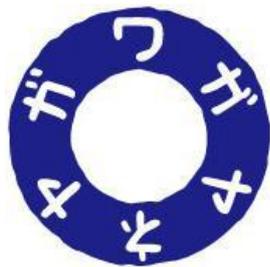
主な税制改正【令和5年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の期間延長	<p>令和7年12月31日までに入居した者で所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方で、所得税で控除しきれなかった金額がある者について、住宅ローン控除の適用期間が4年延長された。</p> <p>ただし、平成26年から令和3年までの間に入居した者で、特定取得、特別特定取得又は、特例特別特例取得に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等の額の7%の範囲内で住民税から控除する。</p>	令和5年度（令和4年分）から	令和4
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の延長	<p>医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限が5年延長（令和9年度まで）された。セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年に健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」をしている個人が対象となる。</p>		令和3
	民法における成年年齢引下げに伴う税制上の対応	<p>未成年者で前年の合計所得金額が135万円以下のものは、住民税の非課税措置が適用される。民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、賦課期日（令和5年1月1日）時点で18歳未満の方が未成年者となる。</p>		平成31

主な税制改正【令和5年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
軽自動車税	環境性能割の税率区分の見直し	新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。 2035年電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。	令和5年度から	令和5
	種別割の税率の特例（グリーン化特例の見直し）	排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する種別割の特例措置について、その適用期限を延長する。 ※ 令和5年3月31日までの期限を令和8年3月31日まで（25%軽減の対象については令和7年3月31日まで）に延長	令和5年度から	令和5
	環境性能割・種別割の賦課徴収の特例（燃費・排ガス不正行為への対応）	環境性能割又は種別割の軽減措置の適用を受けた軽自動車について、不正（排出ガス性能又は燃費性能に係る不正行為）により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例措置に関し、納付不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる〔現行10%→35%〕。	令和6年1月1日から	令和5





## 市 税 概 要 （令和6年度版）

令和7年3月発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市 市民サービス部 税制・市民税担当

大阪府寝屋川市本町1番1号

電話(072)813-1138(直通)

寝屋川市ホームページ <https://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

